婦人と年少者

30

特集　婦人参政十周年記念

婦　人　少　年　協　会

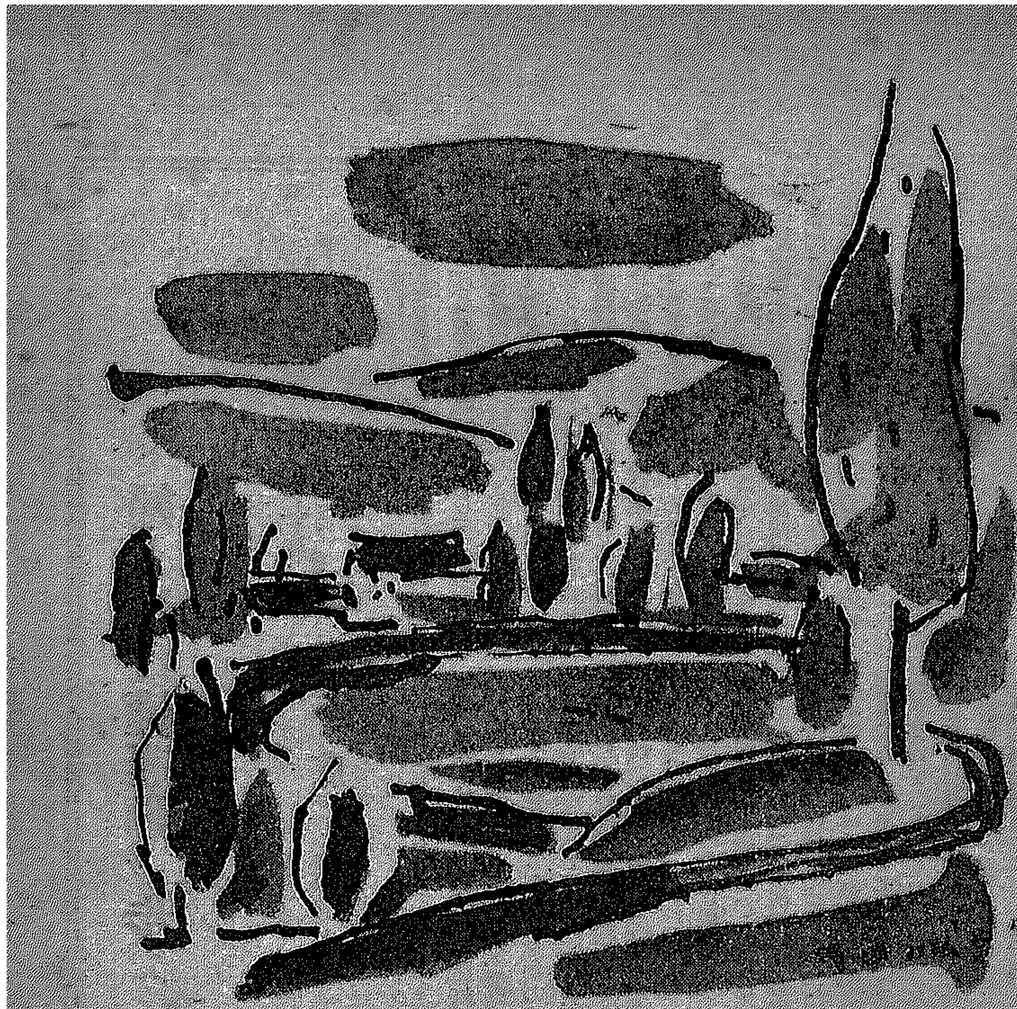

音楽愛好家の友 婦人少年協会の

移動音楽教室

を御利用ください!!

新日本建設を担う婦人と青少年の
明るい健全な趣味を育てましょう

◇ 食後のひととき、休日のひとときに、身近かで楽しく、好きな音楽が習えます。
◇ いつでも皆さまのおそばへ出むいて、親切に、いっしょに勉強できるようにしてあります。
◇ 各会社・工場・諸団体指導者の皆さまのお申込みをお待ちしております。

音楽教室のおもな勉強科目

○歌いながらおぼえられる楽譜の読み方
○楽しい歌のおけいこ（独唱・斉唱・発声の仕方）
○みんなですぐ歌える合唱のおけいこ（同声二部・三部・混声）
○その他希望種目に関するもの。

指導者として各音楽学校・音楽指導者連盟の御協賛により、適任者を選定、派遣いたします。

◎申込の方法＝次の条件により御申込みください。
一、教室（場所を問わず）一か所百名単位（人員は希望者側でまと
一、テキスト（実費一部三十円）の所要部数
一、希望の種目・日時・日数
一、派遣講師の旅費（三等往復乗車・船賃）及び宿泊費（寮又は寄宿舎にて可）は依頼者負担のこと
一、その他詳細は依頼者側と打合わせの上決定する
一、申込先 東京都文京区西片町十番いの五五
シンフォニー楽譜出版社
振替 七八四四一
電話 小石川(92)二六二七

婦人少年協会編

百万人の愛唱曲集

心の友となる、おまちかねの愛唱歌曲百二十六曲を皆さまに送ることになりました。歌唱指導にコーラスに、親しみやすく、すぐ役に立つテキストとして、一人で一冊は必ず持ちましょう。

愈々発売

団体責任者で御希望の方へ実物見本贈呈致します。（送料八円同封の事）

左記により予約申込を受けます

○団体予約申込に限り一部五十円
○三百部以上御申込の団体には、サービスとしてその会歌・工場歌・団歌・校歌等御希望の曲を挿入いたします。
○申込先 東京都文京区西片町十番いの五五
シンフォニー楽譜出版社
振替 七八四四一
電話 小石川(92)二六二七

A6版 132頁
定価 60円 〒8円

婦人と年少者 三十号 目次

婦人参政権運動の歩み……藤田たき…2
婦人参政権をどう活かすか……山川菊栄…6

座談会
婦選運動をめぐる回顧を語る……市川房枝・近藤真柄・山高しげり…8

特集
普通選挙獲得の運動史編……30
各国の婦人参政権の現状……38

新しく就職する女性へ
◇高校三年生のために……紫田利男…18
◇婦人監督者の立場から……井上通子…13
◇あとから続く方たちへ……細川良子…14

岩手県下における雇用慣行……竹内浦…15
調定裁判による売春婦の解放……内田守…18

資料室
婦人の政治への参加……30
乗合自動車に従事する女子車掌の実態……33
第五回全国小学校長会について……35
売春婦の前借金無効の通達と判例……36
八・九月の婦人団の動き……38
◇婦人参政権十週年記念事業案……7
表紙・扉……富山妙子　カット……甲斐仁代・塚谷政義

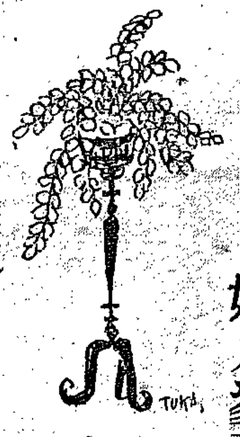

婦人参政権運動の歩み

藤田たき

日本における婦選運動は、大別して二つの段階に分けることができる。

その一つは治安警察法第五条第一項、及び第二項の改正即ち政党に加入する自由、及び政談演説を聞き、話し、集会を主催する自由の獲得運動であり、他の二つは直接参政権を要求する運動である。前者は明治三十七、八年頃に始まり、大正十一年成功をみたが、後者はこの成功につづいて起り、昭和五、六の両年、公民権案の衆議院通過まで進展しながら、満州事変に始まる戦時態勢の激化に禍され、ついに実現をみる迄に至らなかつた。この二つの運動につい、で、しばらくその跡を辿つてみよう。

治警五条改正運動

これは、かつて明治初期には婦人がもつていた政治的自由を、再び奪い返すための運動であつた。明治維新後の自由民権時代には、婦人は政治的に何等の拘束も受けてはいなかつた。従つて政党に加入し、男子と同様政治運動をする婦人達も或る程度あつたのである。中でも、後に自由党副総理で、日本で最初の議長となつた中島信行男爵夫人となつた岸田俊子女史（湘煙と号し、中島湘煙として知られている）影山英子女史など、明治十五、六、七年頃の活躍ぶりは有名である。

こうして婦人の政治への関心が高まる一方追々に反動化した政府は、これを快しとせず明治二十二年集会政社法（後の治安警察法）により、婦人の政治活動を禁じてしまつた。

以後、婦人は政治集会を開くことは勿論、政談演説をする事も、演説会場に入る事すらできなくされてしまつたのである。この状態は大正十一年迄つづくのであるが、その間これに対する最初の運動が、明治三十七、八年頃、社会主義婦人達によつて始められている。

明治三十六年、即ち日露戦争勃発の直前、非戦論を唱えて万朝報を去つた堺利彦、幸徳秋水、

婦人と少年者

会時代からの坂本真琴、八木橋きい、田中芳子氏など、人材を集めて最も強力、充実した団体として後々までよく運動をリードした。

かくして間もなく迎えた第五十議会には、結社権・公民権・参政権・女子教育振興案の婦人関係四案が一括上程されるに至つた。

大正十四年三月十日、四案上程のこの日は議会の婦人デーとして傍聴席の過半は婦人によつて占められ議会始まつて以来の盛観を呈した。

以後、結社権、公民権、参政権の婦選三案は毎議会毎に提出された。

昭和三年には、普通選挙による最初の総選挙が行われ、初めて無産政党に属する四人の代議士が選出された。これは婦選陣営にも大きく影響し、「婦選なくして真の普選なし」の空気が高まり、政党又現実の政治問題として婦選を取り上げざるを得なくなつた。

無産婦人団体を含む婦選団体側に於いても対議会共同委員会を組織してこの情勢に備えるなど、機はいよいよ熟した。

その年の暮から春へかけての第五十六議会に於いては、政、民その他より三つの公民権案が提出され、その賛成者総数は二八〇、過半数に達し、その実現も可能と、婦選団体はもとより一般世上も俄かに色めき立つた。しかし田中内閣の望月内相はこれを時期尚早とし、政友会案に反対したため、三月五日の衆議院本会議にあつてついに否決の憂目にあつてしまつた。

つづく第五十七議会は十二月二十三日召集されたが、翌五年一月二十一日、再開と同時に解散となり、二月二十日総選挙となつた。

さて、昭和五年四月二十七日――私はこの日を忘れることができない。

時あだかも、普選による第二次総選挙が終了、四月二十一日から三週間の会期で召集された第五十八特別議会に対し、この日、婦人の一大デモンストレーションとして婦選獲得同盟主催「第一回全日本婦選大会」が開かれることとなつた。或る人はこれを称して「セネカ・フォールスの大会」と呼んだ。なぜならば、かつて一八四八年七月、米国セネカ・フォールスにおいて開かれた婦人大会は、米国婦人の参政権要求に対する最初のアジテーションとして有名であつたからである。

一八四〇年、ミセス・エリザベス・キャディスタントンと、ミセス・ルクレシヤ・モットの両夫人並びに他の二婦人は、ロンドンに於いて開催された国際奴隷開放大会に、はるばる海を越えて出席した。この大会を牛耳つていたのは神に仕える牧師達であつた。しかし彼等はこの婦人達をみるや、威厳を忘れ、バイブルをふり廻して、かかる神聖なる大会に婦人代表の出席することの非をわめきたてた。激論の末の投票は、満場一致、スタントン、モット両夫人及び他の二婦人即ち四人の婦人代表を追い出すことを決議した。

怒りにもえ、手をたずさえて退場したこの婦人達が最初にかわした言葉は、

「婦人のみの大会を必ず開いてみせる」

であつた。

参政権獲得運動

新婦人協会が治警五条二項の改正に成功するや、婦人の政治への関心は高まり、協会の後身ともいうべき婦人連盟、婦人参政同盟、矯風会系の婦人参政権協会等々が前後して結成され、大正十二年二月には婦人参政権に関する最初の決議案が衆議院に提出された。

一方海外では第一次大戦終結後の一九一八年（大正八年）には英国の三十歳以上の婦人が、つづいて一九二〇年には米国の婦人達が参政権を獲得した。この事は当然日本の婦人達を刺激せずにはおかなかつた。

加えてこの頃、男子の普通選挙を要求する運動が活溌となり、丁度今から三十年前の大正十四年五月五日、これが実現をみるのであるが、こうした情勢の中にあつて婦選運動も勢を得、大正十三年十二月十三日、婦選団体の大同団結を目指して「婦人参政権獲得期成同盟会」が結成された。この団体は間もなく「婦選獲得同盟」と改称されたが、初代総務理事に久布白落実氏、会務理事に市川房枝氏、会計理事に中沢美代氏の他、金子しげり氏（後に山高）、新婦人協

当時米国における法律は婦人にとつて甚だしい不合理なものであつた。婦人は男子に劣る者なりとの建前にある法律の存在は事々に婦人に不利であつた。それはあだかも日本のそれとよく似ていた。こうした中で開かれたセネカ・フォールスの大会は単に参政権要求のみに止まらず婦人を永遠の未成年扱いする米国の国法一般に対する宣戦の布告にも等しいものであつた。

昭和五年四月二十七日の全日本婦選大会が、日本婦選運動史上、この大会に比するものとして、興奮の中に迎えられたのも当然であつた。

この日遠くは満州・北海道を始め、全国各地から集つた婦人達により、日本青年館にもうけられた四八九の議席はぎつしりと埋められ、傍聴者を含む六百余りの婦人達は婦選獲得を希う一つの目的に向つて固く手を握り合つた。

越えて五月八日、政・民両党による公民権案は衆議院本会議に上程、十八名の委員附托となり、九日委員会可決、十日再び本会議上程、殆んど満場一致で委員会報告通り可決、ここに始めて公民権案は衆議院を通過したのである。

しかし——婦人達のかたずを呑む注視の中で、法案は貴族院において会期わずか三週間の特別議会の故を以て審議未了となり、婦人公民権は又も陽の目を見ることが許されなかつた。

翌、昭和六年二月十四日には、第五十九議会に対して第二回全日本婦選大会が、婦選三団体の共催、十一婦人団体の後援のもとに開催された。この日、赤坂三会堂の会場では、開会前から右翼団体の防害が峻されていたが、果して市川房枝氏の挨拶中、二階傍聴席から反対ビラがまかれると同時に建国会の一壮漢（後に赤尾敏氏と判明）が壇上におどり上り、市川氏につかみかかつて微傷を負わせる事件が起り、参会者を憤らせたが、その夜の懇親晩餐会では「婦選は鍵なり」というページェントが市川房枝氏を始め、獲得同盟の闘士達によつて上演されるなど、意気はいやが上にもあがつた。

一方議会においては、政府案として提出の公民権案が、二月二十八日衆議院で可決、通過した。しかしこの度の原案は道府県は除外され、市町村のみとしたほか、「妻が名誉職に選挙されこれを受諾する場合に夫の同意を要する」条項を附した甚だしい制限案であつたため、婦選団体側は修正をもくろみ、容れられずんばむしろその不成立を希つて運動した。従つて同月二十四日、貴族院における否決は、一つの勝利でもあつたのである。

つづく昭和七年五月には、四婦選団体共催十五婦人団体後援と、組織は一段とのび、三度婦選大会が開催された。かくて運動の規模は年毎に拡大の方向を辿つたにもかかわらず、昭和六年九月十八日夜半、奉天附近における鉄道破壊に端を発した満州事変は以後の国内情勢に大きな変化をもたらす事となつたのである。

翌七年には五・一五事件、八年には国際連盟脱退、十一年の二・二六事件、十二年日華事変、と時局はかけ足の急を告げ、やがて議会否認、軍部独裁へと陥ち込んで行つた。

この間にあつても、不可能と知りつつ、議会へ の運動は政えてつづけられ、婦選大会も昭和十二年、七回を数えるまで継続開催され、婦選要求、ファッショ反対、戦争反対、軍事費削限が叫びつづけられたのである。

しかし情勢はますます我に利あらず、常に婦選運動の中心であつた婦選獲得同盟も、昭和十五年九月、解散の止むなきに立至らされ、議会に対しての直接の運動も又自然行われなくなつた。かくて昭和五、六年を頂点とする婦選運動もついに実を結ぶ日なく、婦人参政権は終戦後まで実現をみることができなかつた。

以上が、対議会運動としての婦選運動のごく大略であるが、これに平行して行われた婦人の政治活動——それは婦選獲得への希いをこめた啓蒙教育運動でもあつたが——について更に語らなければならない。

終戦の年、即ち昭和二十年十二月十七日、日本の婦人に始めて参政権が与えられた時、或る外国の一婦人は言つた。

『日本の婦人は仕合せです。或る朝ふと眼をさましてみたら、枕元に婦人参政権がころがつていました』と。

たしかに諸外国における婦選運動、ことに英・米等における婦選運動は、投獄・ハンガーストライキ等の、我が国では見られなかつた激しい戦闘的な形をとつて進められた。

しかし、国情の相違を賢く見通した、総明な日本の婦選運動者達は、たえず激情を制して戦いに臨んだため、いわばそうした華やかさは外面には現れなかつた。むしろ地味な市民的な政治活動が幅拡く取りあげられてきたのである。

例えば、ガス値上げ、市政浄化・選挙粛正・塵芥処理・小市民税反対・卸売市場問題等々、婦人と政治との関係を、生きた生活の中において取り上げ、戦いつつ世論の喚起を計ると同時に、政治啓蒙運動の手段とした。

或る時は暴力を覚悟して、疑獄事件に連座する立候補者に辞退勧告状を送り、或る時は自ら対話劇を主演しつつゴミの選別処理に乗り出し、或るいは教育映画製作に俄か女優となつて出演し、又はこがらしすさぶ寒夜を糊にまみれてビラ貼りに凍え、等々、こうした運動は中央のみに止らず、関西・北陸・東北・九州と地方組織を通じ相呼応して進み、反動期といえども休む事を知らなかつた。

今日、婦人参政十周年の記念行事が着々進められている時、この諸先輩の永い苦闘の跡をかえりみて、今更の如く、その恩恵ともいうべき参政権の行使に一段の責任を感ぜずにはいられない。

——婦人問題研究所長——

婦人参政権をどう活かすか

山川菊栄

一九四五年十二月十七日の改正選挙法によつて、日本では始めて、ほんとうの意味での普通選挙が実施されました。なぜなら一九二五年に議会を通過した改正選挙法は、男性普通選挙であつて、日本でこそ誤まつて普通選挙といい習わしており、誰もそう思つてあやしまないものの、婦人を除外した選挙法は、外国では普通選挙とはいわないからです。財産等による資格の制限を撤廃しても、性別による資格を残している間は、それは制限選挙法であつて、普通選挙とはよばれない習いです。日本でも今後、一九二五年の、婦人を除外した選挙法は外国と同様「男性普通選挙」という名で呼び、一九四五年十二月の改正選挙法、即ち男女平等の参政権を認めたものをこそ普通選挙法とよぶべきでしょう。その意味で婦人参政権十週年は、同時に普通選挙の十週年でもあり、四月十日は婦人だけのものでなく、国民全体にとつての、ほんとうの意味での普通選挙の記念日と考えるべきなのです。

日本の民主主義は日が浅いとはいいますが、世界の大部分の国々は、日本と同様、第二次大戦後婦人参政権を認めたもので、フランス・イタリーもそうですし、スイスのように今もつて頑として婦人に参政権を認めない国さえあります。イギリスでは半世紀にわたるはげしい運動の結果として、一九一八年ようやく婦人参政権が認められたものの、男子と平等の条件ではなく、年齢が違つており、同一資格が認められたのは一九二九年のことです。それ故にアナイリン・ベヴァンは、英国に民主主義が確立されたのはその年のことで、従つて英国の民主主義はまだ廿何年にしかならない、といつているくらいです。最も民主主義の発達した国のようにみなされている英国でさえそれで、要するに世界を通じて民主主義はまだごく若い、ゆりがごの時代にあるといつていいでしょう。

ほんとの民主主義とは、単に平等参政権を認めるとか、社会的な階級を廃止するとかいうことではなく、一切の社会問題の基盤となつている経済問題を解決すること、即ち経済的民主主義のほかになく、経済的民主主義とは社会主義以外のものではないことが、男女を通じて一人でも多く働く人々に認められ、それらの人々の間に強い団結が発達するのでなければ、婦人の

解放も労働者の解放も実現できる筈はありません。参政権はその闘いの武器であり、手段であつて、目的そのものではありません。ところがこの手段を目的と混同したり、勘ちがいしたりするあやまちはどこの国にもありがちのことで、選挙の際に候補者として出る方は議員になり、大臣になることそれ自体を目的とする、いわゆる議員病、大臣病にとりつかれやすく、出す方はひいき役者の人気投票ででもあるかのようにただ一票投ずることに満足してその政策をとわず、或るいはその政策の実行に忠実であるかどうかを問おうとせず、ここに政治を堕落させる原因がひそんでいるのです。議会政治は政党政治である以上、男女協力してよい政党を育てなければその意義はありません。

かつて婦人参政権論者は婦人が参政権をもてば戦争はおさまり貧乏はなくなり、世界は極楽になる、といいました。またグラッドストーンが、婦人は保守的だから、これに参政権を与えれば英国の進歩が阻まれる、といつて反対しました。各国の婦人選挙権は、そのどちらも当らず、新たに有権者の中に加わつた女子は、男子有権者の増加の場合と同じような結果を示しただけでした。

労働者の投票はどこへ？

婦人の投票が必ず保守勢力を支持するという証拠はない代り、男女を通じて一般に労働者や貧農層の投票が、当然支持してよい筈の革新政党に行かずに、案外多く保守系へ流れることは事実で、それ故にこそ自由諸国では社会主義政党が政権が確立せず、たまたま北欧諸国のように社会党内閣が継続しても、その内容は資本主義のワクの中で社会保障制度を拡充したという程度以上には出ず、社会主義そのものからははるかに遠いものに留まつています。英国のボーナム博士はその著「中間階級の投票」の中に、英国世論調査所の統計等を参考として、英国中間階級の投票を分析し、その役割を説明していますが、博士は一般に中間階級には浮動票が多いと考えられているが、労働階級にも浮動票が多く、労働階級の中の極貧者の層は常習的棄権者で、労働党は労働階級の投票の半分しかとつていない。即ち、労働階級の有権者二、二〇〇万のうち、一、一五〇万は労働党に、六二五万は保守党に、残る四五〇万は棄権又は他の諸党へいくものと見ており、一九五一年には労働によつて利益をうけている筈の人々の四八%がこの党に投票せず、その三分一は保守党に投票した、もしも労働党が労働階級の投票の三分二、即ち保守党に投票する労働者の半分以上か、どちらにも投票しない者の三分二を味方にすることができたら党は永続する政権を確保できる筈だ、と述べています。

英国の場合、労働組合会議（TUC）に加入している組合員八〇〇万のうち、労働党のために政治資金年六ペンス（邦貨約二四円）を負担する団体加入者即ち間接党員は約五〇〇万、党支部へ直接党費を払込み党の構成単位である選挙区労働党に属する個人党員（または直接党員）は約一一〇万、そのうち四〇万が婦人で、英国最大の婦人組織を成しています。党費滞納者は脱党者とみなされるので、この数字は正確なものと思います。日本では両派社会党を通じて党員五万にたらず、男子でさえ党は立候補の方便ぐらいにしか考えず、婦人も同じことで、平党員としてその日常の活動を助けているものの数は問題にならない。それでいて総得票数二千万をこえるというのは奇蹟的な成績であり、それだけに浮動票と刹那的な人気をたよりの危なさが感ぜられます。なぜこんなにも政党の組織が弱いか。もちろんこれにはとかく議員中心、選挙中心になりがちの党の運営方針に重大な問題のあることは事実であると共に、一般に男でも女でも政党を毛ぎらいしそよりつかぬことが習慣となつている点にも大きな問題があります。

明治十年代の官僚藩閥政府は、自由主義の政党に国賊の焼印をおして弾圧し、それでも抑えきれなくなると、政党を買収し、腐敗させて自分の道具とし、明治三十年代から社会主義政党は禁止され続けていました。

一九二二年治安警察法第五条が改正され、婦人の政談演説会参加の権利が与えられ、続いて男性の普通選挙法が実施された一九二五年、皮肉にもその効果を奪つて余りある治安維持法が公布されたので、右の手で一を与えられ、左の手で百を奪われたも同じことでした。治安警察法では最高一年の刑にすぎなかつた社会主義の結社が、治安維持法では十年となり、昭和三年改正された後は無期徒刑から死刑まで含むことになりました。

棄権行為は、かえつて婦人を教育し、組織する仕事に乗り出し、婦人の政治意識が実際に高められることとなるでしょう。婦人参政権十週年は、同時に正しい意味での普通選挙の十週年をも意味するもので、私たちは単に男なみに選挙権をもつことに満足せず、日本を真に民主化するに足る、強力な、公正な、純潔な政党を育てる任務を自覚すべきでしょう。

英国の労働党左派の指導者で党執行委員であるイアン・ミカルドは党組織とは何か、それは無給で献身的に党のために働く党員のことをいう、といつていますが、味うべき言葉だと思います。そういう党員のいない政党ばかりでは、せつかくの婦人参政権も宝のもち腐れです。

婦人参政権十周年記念事業記念事項要

一、趣旨　婦人が参政権を得てから十年になるが、この十年間に婦人は社会の各方面に進出し、その活躍にはめざましいものがある。ここに婦人参政十周年を記念して労働省では現在の社会の各分野に於ける婦人の活動状況をとらえ、家庭や社会において婦人は如何に解放され、如何に向上したか、また如何なる問題に当面しているかを明らかにし、これに対する国民一般の認識を深めるとともに婦人自身の自覚を促すことを目的として、婦人参政権十周年記念事業を左記によつて実施する。

二、期間　昭和三十年十月～十二月

三、主催者　労働省

四、実施事項

（一）講演会

1、目的　婦人参政権十周年とあわせて婦人参政権に関する条約の発効を記念し（昭和三十年十月十一日発効）婦人の政治に対する関心をさらにたかめ、社会人としての婦人の自覚を促す。

2、期日　期間中の一日

3、場所　東京都内　4、対象　一般男女

（二）写真募集と展示会

1、目的　婦人の現状を写真によつてとらえ、これを展示して一般の認識を深めるとともに婦人の社会人としての自覚を促すことを目的とする。

2、募集方法　印刷物を配布し一般から公募する。

3、後援協賛を、自治庁、都道府県選挙管理委員会連合会、公明選挙連盟、日本写真協会に求める。

4、展示会　十二月中の一週間、三越（新宿）において展示公開する。

（三）婦人の地位についての調査

わが国の婦人が参政権十周年を迎える今日、実生活意識の両面でどの程度解放され、また、その地位が如何に向上したかを明らかにし今後の婦人の地位の向上をはかるための基礎資料とする。

（四）資料の作成

1、「十年間の婦人の歩み」　戦後十年間の婦人の政治・経済・社会面における進出、及び活躍の状況また家庭生活の変化等を統計数字を中心にとらえたもの。

2、「日本の婦人」（英文）　海外向け資料で、日本婦人の現状についてグラフや写真を中心にして英文による説明を加えたもの。

3、「インフォーメーションシーツ」第三集改訂版　人口・政治・教育・家庭・労働の各分野における日本婦人の現状について統計資料の一部を視覚化したもので、既刊の第三集について数字を改めて発行する。

五、その他　婦人団体、労組団体、その他の機関で、それぞれの機能に応じた記念事業を自主的に行うよう促す。

婦選運動をめぐる回顧を語る

——昭和30年10月24日——

司会　石井雪枝（労働省婦人少年局婦人課長補佐）
市川房枝
近藤真柄
山高しげり

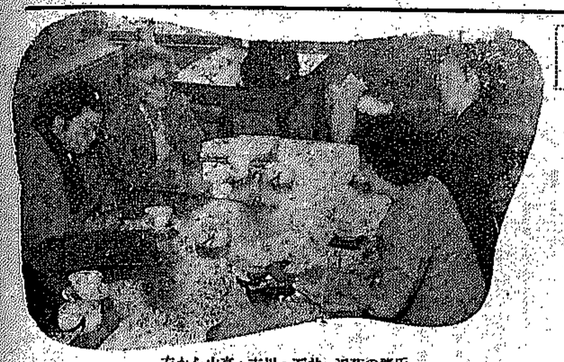

左から山高・市川・石井・近藤の諸氏

◇明治時代の運動

石井　婦人参政十週年記念の一つとして、この運動の先頭に立ってこられた先生方から生々しい御苦心談をうかがいたいのですが、この運動の歴史については藤田先生が別に詳しくお書き下さいますので、ここではむしろエピソードというような角度から、軽い気持でお話しあいいただきたいと思います。では市川先生からお願いいたします。

市川　婦人参政権運動は明治十年ごろの自由民権思想とともに起ったので、そのころから景山（福田）英子、中島湘烟（俊子）などがやっていましたが、明治二十二年に集会政社法が公布されて、婦人が政治結社に入ることはもちろん、政談演説を傍聴することも禁止されました。また二十三年には始めての帝国議会が召集されて、第一回の衆議院議員ができましたが、女は却って政治活動の権利を奪われて、しめ出されてしまい、再び家庭に追いやられてしまいました。これに対する抵抗も多少ありましたが、その力は弱かったんです。そうしているうち、三十三年に治安警察法が公布されて、集会政社法がそっくりこの法律の第五条に入れられたので、この運動は第五条の一項と二項の改正運動としてずっと続けられてきたわけです。そして三十八年には西川文子、川村春子、今井歌子、堺ため子、福田英子などの社会主義者の奥さんたちによって、奪われた権利を取りかえすため子さん（利彦氏夫人）からきいた話ですが、そうとかくれて演説会に行っても見つけられてつまみ出されるし、女はずいぶん虐待されたが、それが、この法律のためとわかってこの法律の改正の請願運動となったのだそうです。

四十一年にこれを議員が改正法律案として議会に出したところ、衆議院では、政治結社加入を除いては採択されたが、貴族院で否決されてしまいました。この運動は大正四、五年まで続きましたが、平民社が解散して消えてしまい、遠藤清子（岩野泡鳴氏夫人）一人になってしまったんですが、それでも一人で胸に白ばらをつけて議会に出かけて示威運動をやっていたということを御本人からききました。この人たちの運動は個人的に有志の人が集ってやったもので、組織的なものではなかった。これが第一の運動。

石井　この時代の運動について、近藤さん、お母様からお聞きになったことで何かございましたら。

近藤　平民社に出入りする婦人達の間で治警五条撤廃の請願運動を起そうという相談ができたが、人通りの多いところで呼びかけるというようなことはできなかったので、八百屋さんや魚やさんの家へ話しこみに行ったり、道路でも一人一人つかまえて理由を話してから署名してもらうというような、能率のあがらないやり方で、遠藤清子さんが足袋もはかず手袋もなしで、紅しょうがのような冷い手をして「やりましょう。やりましょう。」と迎えにきて下さって、一緒に町へ出て署名をとったという話をききました。

◇新婦人協会時代

石井　そのころから市川先生たちの新婦人協会が中心になったのですね。

市川　新婦人協会の運動が起ったのは大正八年です。もちろん新婦人協会は治安警察法の改正運動として始めたのですが、それだけではなく、女子教育の向上や働く婦人の問題など、婦人解放のための各方面の問題を全面的に取上げました。平塚さんはもう結婚していて、おもに花柳病男子の結婚禁止の請願運動の方に力を入れ、私は治安警察法第五条の方をおもにやりました。

そのころ山高さんは国民新聞の記者でしたね。そのころ国民新聞に「国民婦人会」というのがあって、そこへよくいろいろな女の人が集るので、そこで法律改正の請願のための署名をしてもらいました。

山高　大正九年の十二月、私が国民新聞に入社した翌日だったので、よく覚えているんですが——「国民婦人会」というのがあるから、私にその方の世話をしてくれっていうんで入ったんです——ちょうどその翌日、この会の講演会が開かれて、山田わかさんや塚本はま子さんがタテ板に水を流すようによくしゃべった。

市川さんはニコニコ笑かなんか着て——あれは新大島でしたか——驚いたんです。まるで書生っぱみたいなんで、その時、市川さんは請願運動の趣旨をさらさらっとおのべになりましたね。

市川　で、山高氏はそのころは新婦人協会のメンバーではなかったんです。

山高　翌年の一月七日、田端の平塚さんの家で「七草」の集りがあって行ったんですが、市川さんは見えませんでしたね。新婦人協会といっても甘酒をごちそうになったり、羽根つきをやったりして、一般の婦人とちっとも変ってなかったんです。坂本（真琴）さんと私は子供があったので、先に帰ってきました。

石井　奥さんはそのころはどうだったんですか。

市川　新婦人協会は始め平塚さんが提唱して、まず私をさそい、始めは二人でやっていて、他に誰かいないかっていうんで、奥さんをさそったんです。

石井　市川先生はどういう経路でこの運動に参加されたのですか。

市川　山田わかさんの御主人の山田嘉吉氏が、私の兄がアメリカに行っていた時の先生で、とても博識で、語学の達者な方だったのです。それで私は田舎から出てきて、山田さんの家の近くの炭屋の二階に間借して、兄の紹介で山田さんの御主人に英語を習っていたんです。そのころ山田さんのお宅には新しい婦人たちが出入りしていて、その中に平塚さんもいたので知りあったのです。その頃は労働運動も始まっていて、私は「友愛会」にひっぱられて仕事を手つだっていました。「友愛会」の前から労働運動はおこっていて、紡績女工のストライキなどもあって。……大正七年でしたが、名古屋新聞の主催で名古屋へ講演に行った帰りに紡績工場を見せてもらったりしました。岡崎の工場も視察しましたが、平塚さんも一緒で、その記事を平塚さんが国民新聞に書いたんです。そのころ賀川豊彦氏なんかも婦人の労働運動に興味を持っていて、婦人労働者に読ませる新聞を出したいんだが、やってくれないかと頼まれたことがありました。平塚さんは「青鞜」をやめたあとで、何かしたかったようでした。青鞜社は明治四十四年に創立して大正五年で終り、平塚さんは家庭に入ったけれど、それだけではなかなか納まらなかった。ちょうど大正五—六年で、第一次欧洲大戦の終りごろから、婦人の労働運動や民主主義運動なども起り、吉野作造さんの民本主義の運動や、東大の新人会などができたのもそのころで、平塚さんも実際運動がしたいと云ってました。私も友愛会の仕事をしていたし。

山高　そのころ奥さんはもう結婚していらしたんでしたかしら。

市川　ちょうど婚約していて、あまり手つだってもらえなかった。大正九年に続いて十年にも治安警察法の改正を議会に出したが、衆議院だけ通過して、貴族院で否決されてしまった。それで、十一年に又提出して、今度は両院とも通過して、四月に改正が成立しました。しかし、政談演説をきいたり、したりする権利だけで、「結社権」の方は通らなかった。私は大正十年の七月にアメリカに行って十三年の一月に帰ってきたんですが、私のいないあとを坂本さんと、むめおさんに頼んでいきました。

山高　奥さんは赤ん坊をおぶってたし、私はやっぱり新聞記者で見ていました。

市川　平塚さんは深窓の娘さんでしたが、とても情熱家で、始めると旦那様も子供も忘れてしまうくらい……。

山高　平塚さんがあなたのお留守に新婦人協会を解散すると云ったので、私は新聞記者として訪問したんだけれど、こっちの方が夢中になって、勝手に看板をひっこめるなんて何事か、なんてずいぶん長いこと、一人で抗議したんですよ。

◇社会主義の婦人たちの動き

石井　赤瀾会はこのころでしたね。

近藤　大正十年に社会主義的な考えを持つた婦人の集りとして誕生しました。当時、新旧大団結の社会主義同盟が結成されても治安警察法のために入れないし、労働組合の女工さんたちとも近づく機会がなく、といってじっとしてもいられなかったので、秋月静枝、九津見房子、仲宗根貞代、橋浦はる、それに私の五人が世話役となったのです。山川菊栄、伊藤野枝の両氏は別格で、講習会の講師などに来てくださいました。第二回メーデーに会として参加しましたが、これは婦人が団体でメーデーに参加した最初です。新聞の扱方も派手で大変有名になり、嘲笑と悪評が起りましたが、それに価する人もあったが、それに耐えてまじめに進んだ人もいました。「社会が」と云っても演説中止、「団結しましょう」と云っても検束されるという状態でした。赤瀾会の組織は「私たちの兄弟姉妹を窮乏と無智と隷属に沈淪せしめる一切の圧制に対して断乎として宣戦を布告する」という勇ましいものでしたが、会員の投獄などで力が弱まって、小さいグループで終りました。しかし不完全ながら小さい役割は果たしたと思います。

市川　山川さんは婦選運動には反対で「太陽」誌上で私たちはとうぴどくやっつけられました。それに対して奥さんが反駁文を書いた、というような一幕もありました。

石井　「太陽」に平塚さんと与謝野さんが、それぞれ対立した意見を発表した記事を読んで、山川さんがその批判をされたっていうんじゃございませんか。当時、婦人参政権の運動は社会主義者たちの中では問題にならなかったんですか。

市川　社会主義の人たちは、婦人参政権は社会主義社会になれば当然実現されるんだから、社会主義社会をつくるための運動をすべきだ。婦選運動は資本主義社会を認めた上での運動だから、つてい

うので、新婦人協会も反対されたんですよ。しかし、大正十二年の関東大震災のあと、十三年に「婦人参政権獲得期成同盟」ができたときには山川さんも近藤（壎）さんも発起人として入つたけれど、山川さんは生来の潔癖から、抜けてしまつたんです。

近藤　山川さんは公娼制度にも、同じような理由で反対だつたんですよ。

山高　山川さんは統出する婦人団体とも合流できなかつたんですね。一人潔くたてこもつていたつて感じでしたね。

◇婦選獲得同盟以後

市川　大正十一年に治警法の第二項「政談会同の自由」を獲得したあと、婦人の政客がたくさん現われて、犬養さんが婦人たちに少し色気を見せたら、そこへわつと寄つていつたりして、まじめにやつていた婦人たちのまなじりをつりあげさせたんです。

山高　新婦人協会が治警法の改正が通つて十一年の暮に解散したあと、いろんな婦人団体が雨後のたけのこみたいにいつぱいできて、奥さんは婦人聯盟にはいり、坂本さんは一人で、犬養さんに頼んだり。一人一党みたいに、みんなテンデの要求をしていた。それで、代議士の松本君平さんが何とかして統一したらというので、帝国ホテルに女の人をよんでくれた時、私は記者として出席していたんですが、けんかになつちやつて、私と為藤元席という人と三人が留め女と留め男

市川　汾陽訓練会がつくるべきだと云

近藤　婦人部と婦人局の問題は日本労働組合評議会で論争されたもので、婦人部論者は婦人の特殊事情をあげて設置を主張し、婦人局論者は、婦人部をつくるのは男性反抗運動の傾向になるからいけないというので、これは第二次共産党内の意見の反映だつたと思います。大正十四年、評議会大会で論争されましたが保留になり、あとは議題にならなかつたと思います。このころになつて、今までの女権主義的な考え方に階級的な考え方が加わつたと云えると思います。

◇婦風会・婦人同志会との関係

石井　そのころ婦風会は婦人参政権運動に参加していたのですか。

市川　大正十年に婦風会が婦人参政権の問題を取りあげて、万国婦人参政権協会に加入しました。その前の年に、ガンドレットさんが万国婦人参政権大会の日本代表として（各国一団体の参加しか許さなかつたので）ジュネーブへ行つて、国際的にわたりをつけてきたんです。婦風会はそれまでこの運動をしていなかつたんですが……婦風会では「一夫一婦側」について議会へ請願運動をしていたが、委員会で審議するとき、皆笑つてしまつて審議しないで、不採択になつて通らないので、これは婦人が参政権を持たなければだめだということになつたんで、キリスト教婦人参政権協会というのを作つ

石井　治警法の第五条二項の削除されたあとは、どういう点を運動の中心にしたのでしようか。

山高　婦選三権といつて、婦人結社権、婦人公民権、婦人参政権の三つを運動の目標にしました。

石井　いつでも貴族院でだめになつたんですね。大正十五年にできた政治研究会の婦人部というのはどういうことをしたんですか。

近藤　政治研究会には新妻伊都子さん、奥むめおさん、それに田島ひで子さん、私もいました。ここでは男女不平等法律の撤廃とか、婦人参政権、公娼制度の廃止、男女同一賃金というような問題を取りあげました。そのころ政党に婦人部をつくるべきかどうか、ということが問題になりましたね。

市川　汾陽訓練会がつくるべきだと云つた、ということになつたんです。

◇日華事変後の運動

石井　色々御苦心があつたんですね。

市川　始めのうちは議員の中の有志の方たちにお願いして、必要な署名をとつて議会に出したんですが、提案者は本会議で説明しなければならない。婦人の問題というと、きつとひやかされ、ヤジがとぶのでいやがる。松本君平氏は「色男1」とやじられたりしました。松本氏は当時、天下の「三ハイカラ」の一人で、「君平（きみひら）朝臣（あそん）」の名があり、議会の笑いものにされるというわけで、聴衆が一人もいなくなつても演説を続けなければならないんですから、お気の毒でした。無産政党ができてからは主として、阿部、片山、杉山氏たちに廻りもちで提案者になつていただきました。二、二六のあと、時局が次第に議会否認の傾向になつて、婦選運動もやりにくくなつたので、坂上げ方をかえて、自治政と家庭生活を結びつけて、政治の啓蒙運動をやりました。

山高　東京市でゴミの問題が起つたので台所と政治教育の直結というので取りあげましたね。魚市場の問題やガス会社の増資反対、税金増額反対なども無産運動の方たちと協同闘争の形で。

市川　名前もそのときどきで婦人市政強化連盟とか、何々値上反対同盟とかつけて……ゴミの問題のとき、芝居をやりましたね。私は石になつた。石をゴミ箱に捨てちやいけないつていうんですね。

少年者と婦人

与えようというような情勢になつてきたので、今まで私たちの運動に反対していた山脇房子・吉岡弥生・井上秀子などが、安達さん（内務大臣）や田中隆一文相の奥さんたちと婦選団体婦人同志会というのを作つて、これは穏健なる会だ、そして私たちの方のは腕まくりをするおそろしい団体だ、つてわけです。

山高　安達内相が制限公民権を与えるといつたとき、同志会の連中は半分のおまんじゆうでもよいと云つたが、私たちは完全のじやなくちやいやだつて、がんばつたんです。

市川　五年、六年と続けて政府案を出したんですが、もちろん市町村だけのもので、年齢も男子の選挙権二十歳に対して女は二十五歳（被選挙権は三十歳）、それに、妻が名誉職を担任する場合は「夫の承諾を要す」というので、こんなバカバカしいものはないといつて反対した。

昭和五年四月二十七日には日本青年会館で、第一回全日本婦選大会を開いたんですが、これは婦選獲得同盟が主催で、他の団体も招いて盛大にやりました。地方から五十人も出席して、秋田から和崎ハルさん、金沢から駒井静子さん……和崎さんは二十一年の第一回総選挙で婦人議員に当選した人です。最初の三十九名の婦人代議士の中には私たちの昔の同志が沢山ありました。このとき、与謝野晶子さんが「婦選の歌」を作つて下さつて、それに山田耕筰さんが作曲して下さつて、当日荻野綾子さんが独唱したんです。

山高　会場には窓という窓に花を飾つたんですよ。こんな運動をしている女たちは殺風景だなんて思われないように。

市川　昭和六年の第二回の大会のとき、建国会の赤尾敏が市川さんの胸ぐらをつかんでひきずりおろそうとしましたね。

市川　国会に示威運動をしようとしたら、示威運動は暴力を意味するといつてさせなかつた。婦人公民権は昭和六年に、衆議院を通つて貴族院にまわされ、委員会では五対三で政府案が可決されたけれど、本会議で井田磐楠（男爵）――後に天皇機関説で美濃部さんをやつつけた人ですが、この人が反対の大演説を一時間くらいやつた。それで急に有馬頼寧氏が立つて賛成演説をして下さつた。そして記名投票をしたが、賛成六二、反対一八四で否決されてしまつた。政治結社権も衆議院は通つたが、貴族院では反対が強く、審議未了になつてしまいました。

山高　私たちはこんな制限付のものなら否決にしてくれつて頼みにいつたんです。吉岡さんたちは通してくれつて一生懸命運動したんですが、私たちはもつとラディカルなものを狙つていたんです。

市川　一度通っちまうと改正するのが大変だから、通らなかつたけれども、悲観しなかつた。ところがこの年（六年）の暮に満洲事変が起つて、政府も婦人参政権どころじやないつてことになつたので、やつぱりあの時、通しておけばよかつたんです。これはガンドレット但子、久布白落実、千本木道子さんたちが中心で、この人たちも始めは婦選獲得同盟にも参加しましたが、じきに抜けました。

石井　吉岡弥生さんはそのころ婦選運動とはどういう関係だつたんですか。

市川　新婦人協会を始める前に平塚さんと私で有名な男女を訪問して賛成者の獲得につとめました。男の人では内田魯庵・安部磯雄・大山郁夫氏など。女の人では私が吉岡弥生さんのところへ行きましたが、何しろ二十五―六歳のころだから、青二才扱いで、――新しい女というんで平塚さんにも反感をもつていたし、あなたたちに何ができるか、金もないくせにどうするんだ、と云われて私は実にしやくにさわつたんです。吉岡弥生さんは自分は出て来ないで、竹内茂代さんを代理に出席させたんです。

山高　竹内さんは婦人参政権獲得期成同盟の勧誘状の封筒だけ見て、猿の字のケモノベンがこわいと云つて、中も見ないで捨ててしまつたつていうんですね。

市川　男子の普選が大正十四年に実現して、昭和三年に最初の総選挙があつて、阿部磯雄さんなど、無産政党の議員も出て、婦選に賛成する議員も多くなつたので、五年の春の特別議会で始めて婦人公民権が衆議院を通つた。普通選挙後政友会も婦人に公民権を与えることを決定したし、政府でも行政制度審議会で取りあげて、まず市町村の公民権だけでも

（十七ページ下段へつづく）

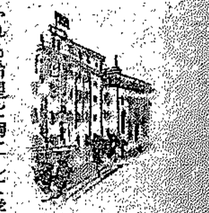

高校三年生のために

繁田利男

あふれる希望を胸にして学窓を巣立とうとする皆さんを、社会はいくつもの大きな門を開いて待ち構えています。しかしその門はいずれもきびしくて、安々と近寄ることができません。

皆さんの中には、すでに就職先が決ってホッとしているものもありましょうが、まだどこにおさまるのかわからずに、あせっている人の方が多いことと思います。世間では、今年もまた深刻な就職難だといってさわいでいますから、一層皆さんをいら立たせることでしょう。

しかし皆さんは、三年前に高等学校に入学する時のことを思い出して下さい。その頃は深刻な入学難だといわれながらも、結局、進学希望者の大部分が、どこかの高等学校の門をくぐることができたではありませんか。就職難もそれと同じで、しまいには落ちつくところに落ちつくものです。ただ、それが、意識的に、計画的に行われて満足すべき状態に落ちついたのか、あるいは、やむを得ず、不本意ながらそうなってしまったのかとでは、大変なちがいがあります。人は十人十色といわれるように、興味・体力・知力・技能などそれぞれちがった特徴をもち、また家庭環境や就職する必要の度合いも一様ではありません。求人側も、事業の種類や経営規模の大小によってさまざまな特色があり、同じ会社の中にもいろいろな職種があります。就職希望者が、静かに自分自身の個性や能力を反省し、それにふさわしいと思われる職業をまじめに選択するならば、希望先の内容から大きく分けると、判定事務と作業事務とになります。判定事務というのは、業務の計画・決裁・統制など、おもに頭で判断する管理的な事務ですから、経営に関する知識や経験が必要で、課長や部長の仕事と考えればよいでしょう。作業事務には、応待・交渉や、文書の作成・整理、計算・記帳・調査統計などの仕事があり、さらにこれらの補助として、書き写し、文書綴じ、謄写印刷、スタンプ押し、切手はり、集配、整頓などの雑作業があります。皆さんが、入社すると、当分の間、あるいは相当の期間は雑作業が割り当てられることを覚悟していなければなりません。それから皆さんの能力に応じてだんだんと事務らしい仕事に進んで行くでしょうが、特技のないものは、仲々そこから抜け切れないで、夢が破られ、転職先を探すようになります。

皆さんは、大きな会社の事務所や有名なデパートの売場が好きなようです。大都会のビル街や繁華街を、流行のショルダーバッグをさげ、ハイヒールをはき、颯爽として歩きまわることは、若い皆さんにとっては、たしかに大きな魅力であり、憧れでもありましょう。しかし、それは朝夕の通勤時だけのことで、一日の大部分を過ごす事務所の中では、どんな仕事が皆さんを待っているかを調べてみたことがありましょうか。

会社の事務所には、さまざまな仕事があり、それが上手に組み合わされて絶えず動いているのです。これを仕事の内容から大きく分けると、判定事務と作業事務とになります。判定事務というのは、業務の計画・決裁・統制など、おもに頭で判断する管理的な事務ですから、経営に関する知識や経験が必要で、課長や部長の仕事と考えればよいでしょう。作業事務には、応待・交渉や、文書の作成・整理、計算・記帳・調査統計などの仕事があり、さらにこれらの補助として、書き写し、文書綴じ、謄写印刷、スタンプ押し、切手はり、集配、整頓などの雑作業があります。皆さんが、入社すると、当分の間、あるいは相当の期間は雑作業が割り当てられることを覚悟していなければなりません。それから皆さんの能力に応じてだんだんと事務らしい仕事に進んで行くでしょうが、特技のないものは、仲々そこから抜け切れないで、夢が破られ、転職先を探すようになります。

皆さんは、大きな会社の事務所や有名なデパートの売場が好きなようです。大都会のビル街や繁華街を、流行のショルダーバッグをさげ、ハイヒールをはき、颯爽として歩きまわることは、若い皆さんにとっては、たしかに大きな魅力であり、憧れでもありましょう。しかし、それは朝夕の通勤時だけのことで、一日の大部分を過ごす事務所の中では、どんな仕事が皆さんを待っているかを調べてみたことがありましょうか。

会社の事務所には、さまざまな仕事があり、それが上手に組み合わされて絶えず動いているのです。これを仕事の内容から大きく分けると、判定事務と作業事務とになります。判定事務というのは、業務の計画・決裁・統制など、おもに頭で判断する管理的な事務ですから、経営に関する知識や経験が必要で、課長や部長の仕事と考えればよいでしょう。作業事務には、応待・交渉や、文書の作成・整理、計算・記帳・調査統計などの仕事があり、さらにこれらの補助として、書き写し、文書綴じ、謄写印刷、スタンプ押し、切手はり、集配、整頓などの雑作業があります。皆さんが、入社すると、当分の間、あるいは相当の期間は雑作業が割り当てられることを覚悟していなければなりません。それから皆さんの能力に応じてだんだんと事務らしい仕事に進んで行くでしょうが、特技のないものは、仲々そこから抜け切れないで、

れません。むしろ、そういうお偉い人達を足がかりとして、一般の女性大衆が、女性としての特長を生かし、家庭に、職場に、社会機構の中に、ガッチリと根を張ることが、婦人の地位の確立であり、向上であると考えられます。

婦人の地位の向上は、他から与えられるものではなくて、皆さんの一人一人が、女性としての自覚に立ち、自分の能力を高め、自分の手で、自分の力で地位を切り開いてゆくよりほかに方法はありません。きびしい社会の中に足を踏み出しても、なお甘美な夢に溺れ、いわゆる女らしい末梢的なことだけに神経を使って毎日を過していたのでは、いつまでたっても社会や職場のアクセサリーとしての存在であって、それ以上には重視されないでしょう。

幸にして、皆さんに適した職業が得られたならば、そこを皆さんの勉強の場として、毎日の仕事の中から何ものかを学び取り、自分自身の向上を図って下さい。皆さんの一人一人が、それぞれの職場で、なくてはならない役割を果たすようになれば、女性が社会に根をおろし、女性の地位が向上したといえるでしょう。御健闘を祈ります。

この間、私のところに一通の手紙が届きました。それは、この春、商業高校を卒業して一流銀行の支店に勤め、すでに五か月間の見習を終り、十月から准行員に任用された女性からの生々しい近況報告です。ここに、その主要部分を紹介しますから、健気に働きながら成長している姿を読み取って下さい。

× × ×

○○銀行△△支店は、支店長一名、支店長代理二名、係長四名、次席二名、以下銀行員計三十五名余という甚だ小規模な支店ではございますが、銀行内の雰囲気は、いかにも家庭的で、上下の差もほとんどありません。

私が現在籍を置いておりますのは、預金課の普通預金係です。今、私は皆様にいろいろと教えて戴いて、仕事を覚えることに懸命です。ある人が私にこんな事を忠告して下さいました。「君、権威のある仕事をしなさい」。この言葉が私の胸にどれだけ強く響いた事でしょう。その方の話によりますと、男の方達は殆んど外を出歩いていて、銀行内部の事、又は、法的なことは大部分知らないのだそうです。ですから、女の人でもどしどし勉強して、業務内容を規律正しい方向に導いて行くと良いということでした。私も他の方々に負けないように大いに頑張るつもりです。私の今の仕事は、会計機（アメリカ製）を打つことにあるのです。会計機は、毎日の預金と払戻金とが加算されて、最後に一日の計が出るようになっております。その合計と、計算係の人が出した算とを合わせて一致した時に、はじめて今日一日の勤定がごめいとなります。最初の頃は合わないことがよくありましたが、最近はわずかながらも分ったような気がします。それから人間を見る目が養われ、且つ、自分自身の分析も可能になった事、そして学生時代と違って忍耐力が備わった事等、私の人生にとって、大いにプラスになつた事です。しかし、いかにも私の心を痛めているものがあります。それは今迄、私の知る限りでは、八〇%の人が利己的であるという事です。私のモットーは「己の欲せざるところを他に施すことなかれ」というのに対して、全く反対の行動が私の周りを取りまいていて、幻滅を感ぜざるを得ません。私がこのような考えに沈んでいる時に、スッと頭にひらめいたものがありました。この世の中には、人間だけではない。雄大な自然がある。私は、自然を相手に、真直ぐに突き進んでゆくつもりです。（後略）

――東京都立桜水商業商等学校長――

婦人監督者の立場から

井上道子

これから新しく仕事に就く人達、その人々の心の中には多くの希望と夢、それにいささかの恐れも交えたさまざまな思いがこめられているでしょう。

卒業式の時には必ず、「世の荒波……」という言葉が聞かされます。しかし実際社会に出てみると、学校時代の様に大変な宿題も徹夜をする様な試験もないのです。その上労働に対する当然の報酬として給料が与えられます。考えようによつては、今まで少しのお小遣いしか与えられなかった者が、自分自身の働きによって得るところの収入というものは、何と魅力的に感じられるものでしょう。自分の収入によつて映画を見、そしてアンミツも食べられるというようなわけで、何か急に大人の仲間入りをしたような気にもなります。

もう自由に好きなことができる、という気持になりがちです。ところがこの職場と収入という問題にはなかなか冷厳な相互関係があるのです。私の考えでは、職に就いてそこから収入を得るということは、つまりその職場に自分の時間を売ったということになるのです。売った時間はもう決して自分のものではありませ

ん。そしてその時間内の仕事に対しては責任を持たなければならないことになります。

戦後、男女同権ということがいろいろな面で問題になっていますが、職業の面においても男子の職員が横暴だとか、女子に重要なポストを与えないとか、さまざまな問題をよく聞きます。それはそれとしてまた他日の社会問題に譲るとして、私達はこの売った時間を最大限に使わなければなりません。これを遊ばせておくことは許されないことです。どんな小さな仕事を与えられたとしても、やはり主人の草履をあたためていた下僕の故智に倣うのが最も賢明なやり方です。

自分のことを言つては悪いかも知れませんが、アメリカ兵のその家族達が日本に居る彼等の安否を心配して電話してくる時など、その本人の部隊が転々としてわからないので、北海道から九州に至るまで方々電話で探して、やつと本人をつきとめて連絡して上げるというようなことが度々あります。ずいぶん時間と手間のかかる仕事なのですが、先方の家族の喜びを思うと心が温まります。また一方では、国の外交にささやかな寄与をしたいという満足をさえ覚えるのです。

有用な庭木は切られないばかりでなく、大切にされ、肥料を与えられます。

給与の多少や待遇の適否を言うのも権利ですが、もう売った時間を自分は充分に働かせているかどうか、という点が、例えば小さな時計屋の小僧さんの仕事がいくら単調でも、その一日中ソロバンと算盤とは頭が変になつてしまいますので、私など余暇を利用して本を読み、自分の生活環境の中から得ることとのできない知識を得ているということが大切だと思います。つまらないところを低迷しないで、与えられた職場に満身の熱意と誠意とをもつて働いてゆきたいものです。そうするならば前途には必ず洋々たるものが待つているでしようということを私は信じます。——国際電信電話・東京電話局交換課副課長——

反省しましよう。

次に私達は、仕事に興味を持つ、ということが大切だと思います。つまらないように見える仕事でも、やつて呉くうちには自分自身の工夫発見があり、同時に必ず自分自身が何かの役に立つているという事を見出すものです。役に立つている、誰かのためになつている、ということを自覚した時ほど私達の人生に意義を感じる時はないかも知れません。

あとから続く方たちに

細川良子（仮名）

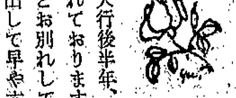

入行後半年、今年も又就職試験が始められておりますが、私達も懐しい学校生活とお別れして大人の社会に第一歩を踏み出して早や六か月たつてしまいました。人間は誰でも新しいものへの興味、知りたいという欲望は持つているものですが、私など見るもの聞くこと、銀行でのお仕事は始めて体験することばかりで、入行後二、三か月は夢中で過ごしてしまいました。

半年たつたこの頃ではようやく銀行マン生活も板について参りましたが、それと共に社会とはこんなものかという疑問もわいてまいりました。学校は毎日毎日何かしら新しい知識を得て行きますが、お勤めは毎日同じ仕事の反復なのです。

仕事を果たさなければならないのです。

私の場合など、望んでいた銀行に入れたのですから幸福なはずなのですが、慣れてまいりますと、毎日があまりにも単調なので次して幸せとも感じなくなつてしまいます。ですから何も考えないで就職した人の中には、いろいろ後悔している人もあるのではないでしようか。学校にいるうちにいろいろと会社の内容をよく調べ、又自分の希望する会社・仕事に就きる限り自分の希望する会社・仕事に就くよう努力すべきではないでしようか。

学生時代には時間というものの観念があまりありませんが、お勤めを始めると、朝から晩まで時間にしばられており、ますので、ちよつとの暇でも貴重です。

一日中ソロバンと算盤とは頭が変になつてしまいますので、私など余暇を利用して本を読み、自分の生活環境の中から得ることとのできない知識を得ているということが大切だと思います。つまらないところを低迷しないで、与えられた職場に満身の熱意と誠意とをもつて働いてゆきたいものです。そうするならば前途には必ず洋々たるものが待つているでしようということを私は信じます。——国際電信電話・東京電話局交換課副課長——

反省しましよう。

次に私達は、仕事に興味を持つ、ということが大切だと思います。つまらないように見える仕事でも、やつて呉くうちには自分自身の工夫発見があり、同時に必ず自分自身が何かの役に立つているという事を見出すものです。役に立つている、誰かのためになつている、ということを自覚した時ほど私達の人生に意義を感じる時はないかも知れません。

小さな仕事を与えられたとしても、やはり主人の草履をあたためていた下僕の故智に倣うのが最も賢明なやり方です。

自分のことを言つては悪いかも知れませんが、アメリカ兵のその家族達が日本に居る彼等の安否を心配して電話してくる時など、その本人の部隊が転々としてわからないので、北海道から九州に至るまで方々電話で探して、やつと本人をつきとめて連絡して上げるというようなことが度々あります。ずいぶん時間と手間のかかる仕事なのですが、先方の家族の喜びを思うと心が温まります。また一方では、国の外交にささやかな寄与をしたいという満足をさえ覚えるのです。

有用な庭木は切られないばかりでなく、大切にされ、肥料を与えられます。

給与の多少や待遇の適否を言うのも権利ですが、もう売った時間を自分は充分に働かせているかどうか、という点が、例えば小さな時計屋の小僧さんの仕事がいくら単調でも、その

岩手県下における雇用慣行

名子制度を中心として

竹内清

一、名子制度の沿革

名子制度は、近世初期、武力による土地争奪の敗者が土着し、その下人を率公人的隷属農民としたところに、その発生的沿革がみられる、中世封建制度の遺制である。

近世に入り地頭制度が確立されるとともに、この関係は地頭と名子との関係に変つていつた。したがつて地頭に対する名子は、本来下人的性格を有し、地頭に隷従することによつて、その代償として名子地の支給を受け、家族を扶養した。

このような本来的名子に対して、天災・飢饉等による農民層の窮迫を通じて、土地を取得したものが、この制度を模倣し、賦役労働を地代として徴集した、後発的名子制度がある。本来的名子の場合は、地頭の下人的率公人であるから賦役労働の提供は不定で、何日でも必要に応じて地頭所有地の耕作に従事したが、賦役小作制度となつた後者の場合には、一年何日という取り決めが行われるのが常で、やがてこれが普遍化した。しかし、この場合であつても、封建的な経済外の強制が附帯しているという点が他の小作制度と異つている。

近世初期より南部領域に行われたこの制度も、経済の進展とともに、生産力の高い地域の名子は独立していつたが、生産性の低い、生産物の商品化が困難な僻地では、多少の変化はみられたが、戦後の農地改革時までこの制度が行われていた。

二、名子制度の残存とその労働状況

山形県における自小作農家戸数は次表の如くであるが、一町乃至二町の比較的広面積の耕作者が多く、耕地面積についてのみいえば全国平均にほぼ近いのであるが、水田は極少でひえ、粟、小麦、馬鈴薯等を主体とする畑作農業の反当り平均粗収入は一一、七九一円で、全国平均二六、一九一円の四六%でしかない。自小作を含め何等かの小作関係にあるものは七六戸で、総農家戸数の一割余を占めるに過ぎないが、一町未満の零細経営に小作農が多いことは注目されねばならない。二町以上の経営者の多くは、従来の名主地頭の血族によつて分散耕作されているものである。

表1 自小作別、耕作反別農家戸数

区分	農家戸数	自作	小自作	小作
5反未満	99	70	6	23
0.5~1.0	179	150	11	18
1.0~2.0	322	306	12	4
2.0~5.0	129	127	2	0
総数	729	653	31	45

このような生産力のない耕地からの収穫は自給自足にも満たないもので二八年度における米の配給量は、四七万粁、外にひえがその五分の一位となつている。かくて、主食その他の生活費の収入源は山林・原野に俟たざるを得ないのである。

上表に示すように、林業従事戸数が専業にあつては大多数を占め、他産業の兼業の大部分もまた林業従事者である。

表2 職業別戸数

種別	専業	兼業	計
農業	51	678	729
林業	353	614	967
工業	4	11	15
鉱業	4	11	15
商業	16	44	60
その他	275	276	551

名子の形態には、一般の耕地を借り受ける名子と、山林採草地を借り受ける山名子とがあつたのであるが、林野の大所有が行われ、農地開放が徹底的に行われていない地域では、依然として、名子制度的な旦那と部落民との関係は消滅されていないと見ることができる。

前掲の小作農、及び採草地、山林を有しない者については依然として賦役労働である「やとい」を提供する制度が行われており、隣接町村巻の一地頭の山名子三名、名子三二名について調査した結果によれば、一戸当りが提供する「やとい」の延人員は表3の如くである。

これらの名子はそれぞれ耕地一町五反～二町、採草地四～五町、その他薪炭林、家屋、宅地、牛馬一～二頭を借り受け、地頭の焼子として専属する山名子の場合は、耕地五反程度を借り受けているものである。部落民の唯一の収入源である山林労働の実情に触れる前に、林業についで重要な地位を占める畜産の形態を簡単に覗いてみる。山裾には或いは道端に放牧されている「ベコ」や、南部駒として知られている馬はどのような環境から生れるのであろうか、羊飼を連想させる

表3 「やとい」の就労日数

月別	職種	地前農開放	地後農開放
4	起種り	4	0
	耕播遣り	10	2
	味噌造り	4	0
5	田植	18	0
6	そば畑打	1	0
	麦起しち	2	0
7	ひえ刈り	4	1
	萩刈り	3	1
7~8	草刈り	4	2
	そば刈り	1	0
8	豆稲刈り	2	0
	刈刈り	8	0
9~10	ひえ打・豆打	6	2
11	草搬き搬	3	1
	水運つ運	10	1
	厩肥車	7	0
12~1	柴り搬	2	0
	薪取採	2	2
	薪伐運	2	2
1	厩肥搬	25	0
その他	家事	不定	
	合計	136	22

「ベコまぶり」の場合は牧歌的であるが、数年前までは、牛を一頭持つということは、部落民にとつては大きな誇りであつた。大部分は同一棟に住む牛馬は、名主のものを借りていたのである。仔をとると共に牛馬飼育は厩肥として重要な役割をになつている。出来た仔の販売益は、地主と飼育者と「分ける」のであるが、年一回のこの収益もこの間の飼育料を考慮した場合は、この「分け」は実際には七分三分位の「分け」でしかない。

現在では農協を通じて牛馬の貸付がなされるので自己所有の牛馬を有するものが多いが、この場合でも、放牧地を持たない多くの飼育者は、名主の牛馬を引受けることによつて、放牧させてもらつている。

要するに、痩せた土地、交通不便なこの地方にあつては、労働力は極端に安いのである。大規模経営をなす名主は農地開放の結果、「やとい」が減少したので、日傭労働を頼むがこの場合の日当は百円であり、従前からのしきたりか、これも支給される場合が少いとのこと、三食を喰べさせてもらえばそれだけ助かるという層が多いのである。

山林労働の主体をなすのは製炭業であつて兼業、専業を含めた、開放前の従業戸数は山形村について八九一戸で林業労働従事戸数の九二%を占めている。

製炭業に従事する焼子の形態には、山林所有者の直属の焼子となる場合と、国有林の共同払下げを受けて自営の形態をとる場合とがある。これを専業、兼業別に見れば、専業二四一戸、兼業六五〇戸であつて、専業者の大部分は専属の焼子である。専業焼子は他村より移動して来た者と、山名子的色彩を止めるものとに別かたれるが、山林所有者と専属の焼子の間には、焼場の選定、製品の販売態様等から見て労働基準法上の使用従属関係が問題とされる所も少くないが、名子制度の本質である労働地代の慣行が、この労働関係をも規制し、不文律のしきたりとなつている。即ち、山林所有者は、焼子に焼場たる山林を貸与しこの地代として、製品或いは、賃貸料を支払うのであると弁明されている。

契約の内容、労働条件についてはすべてこの地方の慣行によることは前述の如くであるが、契約が取り決められると焼窯の構築が焼子の手によつてなされる。この窯の構築費は三十俵の窯の場合、丸太一二石、薪二五反（一反一二把）、丸太切出し、土揚げ、粘土搬び等に延十五人～二十人、雑費（針金、縄代等）二千～三千円であるが、焼子の習慣として、他の焼子が造作の際必ず手伝いをするので労賃は支払わないが、出来上つた際、御祝として、酒代、肴料が入用であり、諸経費合わせて一万～一万五千円位の資金が入用である。これに対して山林所有者である地頭或いは会社（地頭の中には会社形態をとつているものがある）から

表 7　50 日以上の長欠理由

理由別	28年	29年
いじめ・嫌悪	2	3
心臓病	14	8
困難	8	3
気管支炎	2	4
他の病気	2	2
無理解な家庭の子弟	0	0
経済的理由	0	0
通学困難	0	0
その他	0	0
計	28	30

草刈り、子守り、製炭手伝い、「ベコまぶり」等が、児童労働として行われる。

寒冷地で、播種の一日早いか遅いかは、生産を決定的に左右するので、子供の労働力は馬鹿にできない。専業焼子の場合は、部落より二里三里の山間で、家族全員が製炭に従事するので、通学困難はもとより、原木運び、枝払い、窯入れ、窯出し等、子供でもできる仕事に、有効な役割を荷つているのである。

最近は学校側の努力によりよくなつているとのことであるが、平均欠席率一・五割乃至二割、小学校でも五〇日以上欠席一八名という状態である。こうして重宝な二、三男の労働力も、これらの者が成長した場合には、よほどの土地所有者でない限り分家させることは不可能である。戦前には北洋のカニ工船、鰯漁の労働力源であり、現在も二、三男は他郷に出て行くことが慣行となつている。

農地は解放されたが、唯一の現金収入の途を与えてくれるのは、山林原野牛馬の所有者である地頭である。したがつて制度的な名子の特色は失われたが、身分的関係までが一掃されたのではない。

二、三男の一つの「はけ口」として名子制度そのものである「かまど」の制度がある。「かまど」の制度は名子の創立過程の一つであるが、それには、親と地主との話合いによる養子縁組が前提となる。この養子縁組は法律上の手続きによるものではないが、二十歳未満の男子がこの養子縁組の下に四十歳乃至四二歳頃迄地頭宅の労働に従事し、その後田、畑、家屋、宅地、家財道具を与えられ「かまど」と称する分家をするのである。「かまど」になつても地頭から支給されたものは自己所有となるのではなく、要するに名子となるのであつて「やとい」の提供、或いは年貢は収めなければならない。一旦養子縁組した場合は、子供ができても食事衣類小使（年間四～五〇〇円）を支給され、地頭の土地耕作或いは家事に従事し、勿論住込みで、解約は自由にできないのである。この場合、前借はないのが原則であるが、親元への前貸と相殺される場合はあり得るのであつて、古記録によれば、生殺与奪の権を地頭に与えるような場合もあつたという。多くの子供を望む貧農の心情は、単に労働力としてのみであつて、しかもその労働力は、価値以下にしか評価されず、山林原野等の収入源を持たない大多数の部落民は、牛馬より先に児童を売り渡す場合もあり、児童もこれを苦にしないような環境が存在するのである。（労働省年少労働課）

表 6　長欠児童調

長欠日数	28年（生徒数 101）	29年（生徒数 1,106）
25日～49日	8	10
50日～99日	11	17
100日以上	11	18
全欠	2	0
計	32	40

表 5　学歴別人口

学齢未就学者		62
小学在学者		285
小学卒業者		47
中学在学者		30
中学卒及び高校在学者		14
計		438

表 4　年齢別人口

一歳～三歳		六九人
四歳～一二歳		七二二人
一三歳以上		四三八人
計		一、二二九人

育や教育が親にとつて殆んど負担にならない状態の下においては、たとえそれが裸の労働力でも、唯一の稼ぎ手として迎えられる。

年齢別人口について、葛巻町の一部落の調査資料による表第四表の通りであつて、四歳乃至一二歳の層が多いことを示している。これを学歴別にみると一三歳以上のものゝ就学状況は第五表の通りであつて、不就学者の多いことが注目される。

山形村の一中学校について調べた長欠児童数は六、七表の通りである。理由別にみた場合にも家事手伝い、無関心、貧困、通学困難等の理由が大部分を占めている。

これらの長欠児童は、如何なる業務をしているのであろうか。

売春婦の解放
調停裁判による

内田守

売春禁止法案が今度の議会で握りつぶされてにがにがしく思っていた矢先に、八月七日の毎日新聞九州版は、水俣市大園町貸席業「○吉」の従業婦連八名の集団脱走事件を報じていたので、私は非常に興味を感じた。すぐに水俣市担当の竹本協助員から報告が来て、十二日に水俣の簡易裁判所で、その問題が調停裁判に附されるとの事であったので、私は傍聴することにした。普通、傍聴は許さないのであるが、今度の事件の女達を庇護して、調停裁判にかけるように援助している鬼塚弁護士にお願いして、担当判事に特別に依頼していただいた。

十時頃裁判所に行って見たら、既に裁判所の庭には、十人位の屈強な初老に達する男達が詰めかけていて、多分特飲店の主人か用心棒達であると見受けられた。正午近くになったら、特飲店の人達は漸次人数を増して二十人近くになり、部落の農村出身者が多く、鹿児島は南国で早熟であり、松元事件等の素因であると云われるように、女が身を売る事を大して重大としていないで、家のため、親のためという怪しい美名のために、身を捨てている者が多いようである。

今度の事件と最初から真剣に取り組んでいる某新聞の記者から真相を聞かせてもらうことができた。今度の女達が最初から真実に人間的に眼覚めていたかどうかは疑問だが、彼女等が「こうして居れば前借が増えるばかりで、一生浮ばれない」と感ずるようになったのは最近の深刻な不景気のためであった。彼女達の一晩の収入は千百五拾円で、この中から、百円の組合費と五拾円の湯銭を天引きして、残りの千円を店主と本人と折半し、五百円の中から一日の食費八拾円が引かれる。それで表面上の収入は一日四百二拾円で、月に二十日お客があれば八千四百円ということになる。一方彼等の小遣銭は、食事が非常に悪く、一日二食であり、魚など一月に一、二回しかないので、間食が多くなり、月に千五百円くらいになる。他の雑費が月三千円位はかかり、煙草を飲む者は一月に一万円以上の生活費となる由である。最近の不景気は全く甚しく、月に十日足らずしかお客がなく、或る女は六か月前に来たが既に二万円も前借が増加している状態であるので、このままではどうにもならないと考え出したらしい。

第二の理由はこの店の主人は人が甘く、時々家の女に金をやったりするが、女主人はやかましく、万事に采配を振っていて、従業婦達に対する想像も万事厳しく過ぎていた由である。

更に彼等に殻を破る刺戟を与えたのは、先般の議会に提出された売春禁止法案に関して、新聞やラジオによる啓蒙であった。特飲店の女主人は女達から新聞を取り上げたり、ラジオにかじりついているのを叱ったりしていた由である。そして彼女達も民法九十条によって「売春行為に依る雇傭契約（前借）は無効にする事ができる」事を学び取ったのである。

六月末の或る夜女達は水俣市内に居住する鬼塚弁護士宅を訪れて、「自分達はこの泥沼の生活がいやになり、又、店の女主人の非道は堪えられないから、店を逃亡しようと思うが、警察が私達を追っかけて捕えるだろうか？」ということを尋ねに来たのであった。弁護士は目下の法律では警察も充分頼りにするわけに行かないから、調停裁判と云って普通の借財と効果において殆ど変らず、弁護士などつける必要が無いから、費用が殆どかからぬ裁判があるから、民法九十条を楯に取って、調停裁判に提訴したがよかろうと教えてくれた。

そこで七月一日、特飲店「○吉」の従業婦九人の内八名が、逃避による調停裁判委任状を鬼塚弁護士に委任して、八名のうち七名は荷物はそのまま不断着で店を逃げ出し、熊本市に逃亡して旅館に宿泊していた。

この事は早くも熊本市内の特飲業者に探知せられ、水俣に通報せられたので、同業の組合長ら三人が熊本市に馳せつけて、七名の内三名を説得して連れ帰ったが、残る四名は一汽車後れて水俣市に帰り、鬼塚弁護士宅にかけ込んだ。それで同弁護士は直ちに四名の委任状を添えて、水俣簡裁に調停申立を行なったのである。

その後四名の女達は弁護士宅の若い書生某氏の援助等もあって、日窒労組の援助を求めたので、組合では一人十円以上を拠出してこれをカンパする事になり、女達は業者達の圧迫の眼を逃れて、市内を転々とかくれ家を変えつつ十二日を待つたのであった。

十二日の夜は私は水俣市外の知人の宅に泊ったが、翌朝の新聞には大々的に「自由は束縛しない、借金返済は意志次第で、店主側に大幅な譲歩」との見出しに円満解決の記事が載っていた。その日私は竹本夫人と一緒に市原婦人会長宅を訪れた。

市原婦人会長は家裁の調停員として、又人権擁護委員として、その職責は重かつた。「私も一生懸命に法律を勉強しましたよ。調停裁判の開会劈頭に判事が貸席業そのものが違反である事を、厳然として宣言されましたので、業者の方は最初から意気消沈しました。調停の結果は同業者に対して全く相済まないので、契約が有効か無効かについては全く触れないこととし、店主は四従業婦の自由意志を尊重し、将来自由を束縛しないこととし、四人の前借金三十三万五千円は、払わないでよいことになりました。然し私は女達の将来の人間的成長のために、現に六か月前に十二万円の現なまを前借しておりながら、如何に国法の示すところと云えど、これを踏み倒して平然としているのは、人間的に果してどうであろうか？　義務づけはしないが、もし返済できるようになったら、その幾分でも返済する気持を持つて貰いたいと希望して置きました」と語られた。

尚、調停が済んでから、判事から私達には、女達の更生策に助力して欲しいという依頼があり、また日窒労組の幹部には「どういう気持で特飲店従業婦の廃業を援助したか？」という質問があった。

労組の人達は「日本の売春問題が如何に人権軽視の制度であるかはよく承知しているが、現在本人達が自分の境遇に満足し、安定している者を煽動してまで、人権闘争を起そうなどとは思っていない。しかし今度の四名は自ら立ち上つて、自分達の自由を闘い取るために私達の援助を求めて来たのであつて、法律的の根拠もあり、私達はこれを見殺にするわけには行かない。各方面に呼びかけて資金カンパをやり、就職口が見つかるまでは私達の手で食料を供給するつもりである」、と身柄引受方を懇願したところ、旅館の仲居と云つても本当に本人の世話が判らないと困るので、暫定的に旅館所属の大衆食堂に働らかせてもらうことにした。

八月十二日に調停裁判があつてから、女達は日窒労組のカンパを受けながら、鬼塚弁護士宅に保護されていて、二十六日までにそれぞれ職場に集立つて行ったのであるが、来年の八月十二日には、再び水俣の鬼塚弁護士宅に集つて更生の現地報告を語り合う事を定めたとの記事をかかげて、新聞も最後の締めくくりをしてくれたのであつた。

今度の事件を顧みて成功した重要ポイントは、弁護士を頼つて調停裁判に持ち込んだ事と、日窒の労組の援助を受けた事であると思う。それで日本各地の婦人少年室と協助員が真剣に研究して、金のかからない調停裁判に提訴する事と、その地方の労働組合等の後援を受け、新聞の広報陣を足場として、地方の世論を盛り上げるようにすれば、必ず彼女達の解放は成功すると思う。ただ勤労の経験と意欲に乏しい彼女たちに、果して更生の熱意が永続きするかどうかが不安である。

熊本県では前記の水俣事件の刺戟もあつて、来春のお年玉はがきによる郵政省の社会福祉資金三百五十万円で、売春婦の更生施設を援護するように、共同募金会を通じて申請書を提出した由である。

（熊本短大教授・熊本婦人少年室協助員）

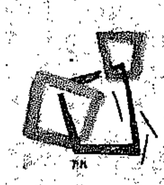

婦人の政治への参加

婦人が参政権を得てからの十年の歩みのうち、政治に関するもの、すなわち、選挙を通してどのように政治に参加してきたか、また婦人の政治的関心はどのようなものかなどについて、婦人少年局で収集した統計や、実施した調査の結果にもとづいてまとめてみました。

選挙法の改正によって、昭和二十年十二月十七日に衆議院議員、昭和二十一年九月二十七日には地方公共団体議会議員、また二十二年二月二十四日には参議院議員の選挙権と被選挙権が男女に平等に認められました。これで長い間求め続けて得られなかった婦人の参政権が確立して、憲法の定める男女平等の原則は、こゝにも貫かれたわけです。法律によって与えられたこれらの権利を、婦人は男子と同等に使えることになったのですが、従来おかれていた婦人の立場、すなわち、親に従い、夫に従い、家長に従うようにさせられた家族制度や、男子より低い内容を与えられ、高等教育の門戸を閉ざされていた旧教育制度などの悪条件が、現在の婦人の活動（特に自主的な）を妨げる大きい素因として尾を引いていることを考えあわせて、婦人の政治への参加がどのようであったかをみる必要があるでしょう。

一　婦人の投票率

議員の選挙における投票率が、男女とも他の選挙の場合よりも断然高率を示していることは、婦人の政治への関心を示す一つのバロメーターであるといえますが、個人の関心の質的な点については、後で意識調査の結果の方でみることにしましょう。

総選挙における男女有権者数，投票者数及び投票率

有権者数			投票者数			投票率		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
人	人	人	人	人	人	%	%	%
86,878,420	16,320,752	20,557,668	26,582,175	12,814,876	13,767,300	72.1	78.5	67.0
40,907,498	19,577,766	21,329,727	27,797,748	14,658,498	13,139,250	67.9	74.9	61.6
42,105,300	20,060,522	22,044,778	31,175,895	16,196,844	14,979,051	74.0	80.7	67.9
46,771,884	22,312,346	24,459,538	35,747,565	17,954,134	17,793,431	76.4	80.5	72.8
47,090,167	22,480,590	24,609,577	34,948,008	17,618,338	17,334,670	74.2	78.4	70.4
49,285,242	23,556,818	25,678,424	37,338,182	18,833,050	18,505,132	75.9	79.9	72.1
40,968,588	19,607,518	21,351,075	24,955,390	13,419,369	11,536,021	60.9	68.4	54.0
43,461,871	20,762,502	22,698,869	31,375,935	16,227,102	15,148,833	72.2	78.2	66.7
47,086,554	22,454,016	24,582,588	29,717,423	15,293,898	14,488,525	63.2	67.8	58.9

についてのものである。

第2表　地方選挙における投票率

選挙別		計	男	女
第一回地方選挙（昭和22年4月）	都道府県知事	71.64	77.69	66.49
	市区町村長	81.34	83.85	80.06
	都道府県及び市区町村議会議員	78.82	78.88	68.62
	都道府県及び市区町村議会議員	81.97	82.96	79.51
第二回地方選挙（昭和26年4月）	都道府県知事	82.58	84.49	80.85
	市区町村長	82.99	84.89	81.26
	都道府県及び市区町村議会議員	84.10	84.30	83.91
	都道府県及び市区町村議会議員	84.81	84.48	84.19
	都道府県知事	95.84	96.08	95.66
	都道府県及び市区町村議会議員	95.92	95.94	95.90
第三回地方選挙（昭和30年4月）	都道府県知事	74.83	76.91	72.89
	都道府県及び五大市（横浜・大阪のみ）議会議員	77.29	79.06	75.55
	五大市長	61.76	63.04	60.49
	五大市議会議員	62.26	63.26	61.29
	東京都区部及び市町村議会議員	88.75	88.86	88.64
	東京都区部及び市町村長	85.08	85.06	85.10
	東京都区部及び市町村議会議員	61.51	60.42	62.68
	東京都区部及び市町村長	91.95	92.14	91.78
	東京都区部及び市町村議会議員	92.25	92.32	92.25

自治庁選挙部管理課調

二　婦人の公職進出

選挙の結果は

議院は六年制であるため、三年毎に半数の議員の改選を行います。それで第一回選挙では、六年議員と三年議員とにおいて選挙されました。第4表が示す婦人議員数は新しい当選者と前回当選し、なお三年の任期を残す議員を合わせた数で、選挙ごとに増加して頼もしいことですが、国会における婦人議員数は現在衆参両院あわせて二三名で、これは議員総数の三・二%に下ぎません。地方選挙の結果は第5表にみる通りで、婦人は地方公共団体の公職にも進出しています。第三回目の地方選挙の結果町村の議員数が男女共著しく減つたのは、市町村合併によるためで、婦人の場合は率においてはむしろ上廻つています。すなわち、昭和二十四年十三月一日現在では婦人議員数は六七七名で男女総数の〇・三八%でしたが、それから〇・四七%、〇・四七%としだいに増加しています。地盤がなければむずかしいといわれている地方選挙にも、婦人はこのような進出ぶりを見せています。

第3表　衆議院議員選挙における婦人の当選者数及び議席比率

（議員定数　466 名）

選挙別	当選婦人者数	議員総数に対する婦人の比率
第22回（昭和21年）	39	8.4%
23（22）	15	3.2
24（24）	12	2.5
25（27）	9	1.9
26（28）	10	2.1
27（30）	8	1.7

第4表　参議院議員選挙における婦人当選者数，婦人議員数及び議席比率

（名議員定数　250 名）

選挙別	婦人当選者数	婦人議員数	議員総数に対する婦人の比率
第1回（昭和22年）	10名	10名	4.0%
2（25）	5	12	4.8
3（28）	10	15	6.0

第5表　地方公共団体の男女別議員数及び町村長数

調査期日	公職別	計	男	女
昭和24年12月1日	都道府県会議員	2,488	2,416	22名
	市〃	8,611	8,517	94
	区〃	895	879	16
	町村〃	175,515	174,838	677
	町村長	10,055	10,050	5
昭和27年8月1日	都道府県会議員	2,611	2,577	34
	市〃	10,030	9,870	160
	区〃	972	931	41
	町村〃	171,500	170,709	791
	町村長	9,769	9,762	7
昭和30年5月1日	都道府県会議員	2,618	2,584	29
	市〃	9,034	8,912	122
	区〃	974	930	44
	町村〃	48,917	48,709	208
	町村長	1,668	1,668	0

自治庁選挙部調

（1）　昭和30年10月1日現在

第1表

選挙別		
衆議院	第22回	（昭和21年4月10日）
	第23回	（昭和22年4月23日）
	第24回	（昭和24年1月23日）
	第25回	（昭和27年10月1日）
	第26回	（昭和28年4月19日）
	第27回	（昭和30年2月27日）
参議院	第1回	（昭和22年4月20日）
	第2回	（昭和25年6月4日）
	第3回	（昭和28年4月24日）

〔註〕　参議院議員選挙の結果は全国区

自治庁選挙部管理課調

第6表　調停委員民、生委員兼児童委員及び優生保護審査委員会の委員

（1）　調停委員

年月	計	男	女
昭和24年　3月	17,278	15,422	1,856
昭和25年　2月	18,666	16,071	2,496
昭和26年　2月	19,865	16,733	3,132
昭和27年　2月	18,201	14,936	3,265
昭和29年　2月	17,262	13,852	3,410
昭和30年　2月	17,502	13,852	3,650

家庭裁判所家庭局第二課調

（2）　民生委員兼児童委員

年月	計	男	女
昭和24年	122,908	97,959	24,949
昭和27年　8月1日	118,889	92,309	21,580
昭和28年　12月	129,005	97,934	25,071

厚生省社会局庶務課調

註1）　宮城，和歌山は不明のため，計に入つていない。

（3）　優生保護審査委員会の委員

年月	計	男	女
昭和26年　8月	465	434	31
昭和27年　7月	468	438	30
昭和29年　12月	442	401	41

厚生省公衆衛生局調

す。都道府県に例をとりますと、総数三二名（各県定員七名）中、三種について、その推移をとつたものです。以上婦人は中央地方の議会議員として立法にあずかるほか、多くの公職にもついています。

昭和二十四年には三六名、二十八年には四〇名で、やはりしだいにふえています。

三　婦人の政治的関心

まえに述べた総選挙と地方選挙に示された投票（第1，2表）によって、婦人の選挙に対する関心の一面を知ることができましたが、「関心」の程度と質的内容について、さらに次の調査の結果からみることにしましょう。

婦人が推されて公職に就いている実情ですが、都道府県会議員七八名、市町村農業委員会委員四三名、家庭裁判所の調停委員三、六五〇名、同参与員九一六名、民生委員兼児童委員二五、〇七一名、優生保護審査委員会の委員四一名、労働基準審議会委員二八名、職業安定審議会委員四七名など、多方面に多数の婦人が推されて公職に就いている実情です。都道府県に例をとりますと、総数三二名（各県定員七名）中、三種について、その推移をとつたものです。以上婦人は中央地方の議会議員として立法にあずかるほか、多くの公職にもついています。

昭和二十四年には三六名、二十八年には四〇名で、やはりしだいにふえています。

三　婦人の政治的関心

まえに述べた総選挙と地方選挙に示された投票（第1，2表）によって、婦人の選挙に対する関心の一面を知ることができましたが、「関心」の程度と質的内容について、さらに次の調査の結果からみることにしましょう。

1、農村婦人の政治に対する関心

これは婦人少年局が行なった農村婦人実態調査の中の意識調査の結果の一部です。調査対象は農業経営形態、都市近接程度、地理的条件などの異る五か村に住む婦人五〇〇名で、調査時期は昭和二十五年八月です。

昭和二十五年六月四日の参議院議員選挙における婦人の投票率は村によってかなりの開きがあり、全村の女子有権者についてみると、最高九九%、最低三七%でした。（全国平均投票率六六・七%）調査対象の婦人が候補者の選択をどのようにしたかは第1図の通りで、自分で決めている六八%、家族と相談二七%、すすめられた四%となっていて、投票が婦人自身の判断によってなされたとはいいきれません。

第1図　昭和25年参議院議員選挙投票率と立候補者の選択

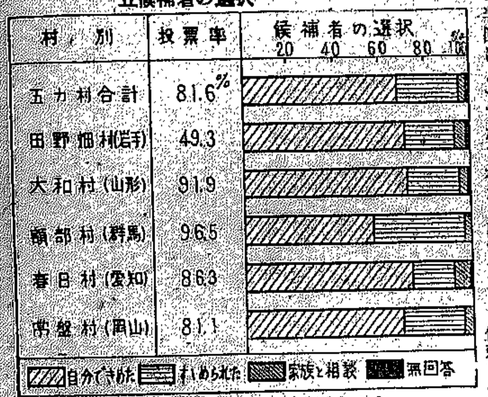

労働省婦人少年局調「農村婦人の生活」より
註）調査対象者のうち有権者についての結果である。

次にこれを常識的テストでためしてみますと、「新聞やラジオ、雑誌等で政治について読み聞きするか」の問に対しては、

(1) 読む、聞く	20%
(2) 余り読まない、聞かない	55%
(3) 読まない、聞かない	25%
計	100%

「今年四月の選挙を知っているか」の問には、

(1) 長と議員の選挙をあげたもの	11%
(2) いずれか一方をあげたもの	37%
(3) 知らない	52%

というような結果がでています。

また、内閣をつくっている政党の名前を知っているかどうかについては、

今の内閣知っている	69%知らない 31%
芦田内閣 〃	33% 〃 67%
片山内閣 〃	55% 〃 45%

となり、吉田、芦田、片山内閣のうちで組閣した政党を全部知っている三〇%、二つ知っている一二%、一つだけ知っている一六%、全然知らない三二%となり、政党の政策に対する批判力の根底となる、政党に対する知識は三〇%のものしかもっていません。以上のことにより七〇%のものは一応政治については余り関心がないといってもよいと思われます。

2、都市の婦人の政治に対する関心

これは婦人少年局が国立世論調査所に依頼したもので、婦人の市民活動の一例である婦人団体活動及び政治、特に選挙についての関心や態度など婦人の市民意識についての調査結果の一部です。調査対象は東京都区内における二〇歳以上六〇歳未満の婦人七〇〇名、調査期日は昭和二十六年三月です。

自分の政治的関心の程度を自分で表現するように、左の事項を書いたカードが対象者に示されました。その結果は次の通りです。

(1) 関心がある	6%
(2) まあ関心がある	35% 41%
(3) まあ関心がない	37%
(4) 関心がない	22% 59%
計	100%

しかし選挙に投票したかどうかについては、次かさする四七%、する時が多い二七%、計七四%となり、その他の者は、

半々	6%
わからない	1%
全然しない	6%
時々しない時が多い	13%

で、低調なものは二六%ということになります。

棄権することをどう思うかについては、第7表に示す通りで、無関心の七%を除いて、殆どの者が選挙しなければ悪いと思っています。しかし選挙する真の意義の分っていないものが五五%あり、

第7表　棄権者についての考え

計	100%	
棄権はわるいが理由はわからない	16	55%
選挙するようになつたから（選挙するようにいうから）棄権はわるい	18	
選挙に立候補する人に済まないから棄権はわるい	14	
棄権ということについてはどうも思わない	7	
国民の義務だから	18	26%
自分の意見を政治に反映させるために棄権はわるい	18	
棄権はわるいが自分に良いと思う人が居なければ棄権した方がよい	18	
その他	1	

労働省婦人少年局調「婦人の市民意識についての調査」より

政治に自分の意見を反映させようと思う者は二六%にすぎません。

最後に候補者の選択に関するものでは次の結果があります。

「誰に投票してよいかわからない時、あなたの家（まわり）の人に、こういう人に投票するとよいといわれた場合、あなたはどうしますか」の間に対しては

イ 家人の通り	39%
ロ 一応検討してよかつたらする	22%
ハ 自分の考えでする（分らないときは棄権する）	35%
ニ わからない	4%

となつていて、一応自分の考えで投票する者は「ロ」と「ハ」を合わせた五七%あり、家人のいう通りする者が三九%あることが分ります。

こゝにとりあげた農村と都市における婦人の「候補者の選択について」の両調査からみれば、「自分できめる」者の率が、家人やまわりの人のいう通りにきめる者より高くなつていますが、この婦人たちが、投票ののちも議員の活動や政党の政策などに関心をよせているかどうかという点は、自分の意志にたよらない投票を行つている婦人がなお相当（農村三一%、都市三九%）にあることとともに、問題になる点でありましょう。

× × × ×

者少年と人婦

乗合自動車に従事する女子車掌の実態

最近乗合自動車業はめざましい発達をとげ、山間僻地に至るまで路線をのばし、観光に、一般交通に、その果たす役割は大きい。これに伴つて女子車掌の雇用も増大し、車掌の仕事は婦人労働の分野としても重要な地位を占めるようになつてきた。婦人少年局では一九五四年十二月乗合自動車業に働く女子従業員についてその労働の実情をあきらかにする目的で労働条件、労働環境を中心に綜合的な調査を実施した。その結果が出たのでこゝではとくに女子車掌についてその実情を報告しよう。

一、女子車掌の特性

乗合自動車業には「一般乗合（路線バス）と一般貸切（観光バス）の二種があり、こゝに働く女子従業員数は全従業員数の三七%に当り、又、女子従業員数の九〇%は車掌である。残りの一〇%は事務員、タイピスト、交換手、雑役等で、運転手は全国的に数が少ないため、本調査の対象には含まれなかつた。

平均年齢は路線バスの車掌も観光バスのガイドも二〇歳で、一九五四年五月個人別賃金調査による全産業女子の平均年齢二五・四歳に比べてかなり低い（第1表）。年齢別構成をみると、観光バスのガイドを含む女子車掌の九七%が二五歳未満であり、十八歳未満の年少者が二割を占める。なかでも路線バスの車掌に十八歳未満の者が多く（一一〇・五%）、ガイドは高校卒以上の学歴を必要とする所が多いため十八歳未満の年少者は少ない（〇・八%）。

第1表　乗合自動車業女子従業員の職種別平均年齢、平均勤続年数平均扶養家族数
—1954年12月婦人少年局調—

	平均年齢	平均勤続年数	平均扶養家族数
総数	20.7歳	3.0年	0.05人
路線バス車掌	20.0	2.9	0.02
観光バスガイド	20.0	1.8	0.02
事務その他	26.6	4.8	0.24
1954年5月個人別賃金調査全産業女子	25.4	9.6	0.20

路線バスの女子車掌の平均勤続年数は（〇・八%）。

観光バスのガイドの平均勤続年数は一・八年で、前掲個人別賃金調査全産業女子の平均勤続年数三・六年に比べてかなり短い。とくにガイドは名所案内とお客へのサービスが主な仕事で、若いことを望まれる場合が多いため、その勤続年数はきわめて短い（第1表）。ガイドを含む女子車掌の平均勤続年数は二・五年で勤続年数と殆ど差異がないのは、事務その他から車掌への配置転換があまりないためであろう。

平均年齢が低く、年少者の多い路線バスの女子車掌は、学歴も新制中学・高等小学卒業者が九二%を占める。これは綿紡女子労働者の九一%が新中・高小卒乃至それ以下であるのと略々同じである。ガイドは新制高校・旧制中学卒業者が過半数を占め、学歴は路線バス車掌よりも高い。

乗務の仕事は勤務時間が一定せず、身体の疲労度も一般事務と比べてかなり高い関係上、結婚後仕事を続けているものは少く、女子車掌（ガイドを含む）中二%を占めるにすぎない。夫と離死別して働いているものも若干いるが（〇・二%）、何れにしても未婚者が圧倒的である。このため扶養家族数も少く、平均扶養家族数は〇・〇二人である。参考に個人別賃金調査全産業女子の平均扶養家族数をあげると〇・二人である（第1表）。

次に経済生活の面から女子車掌の特性をみると「家族と一緒に生活し給料の中から毎月一部を家に入れている」ものが一番多く、七割を占めるが、「家族と離れて独立して生活している。家族と離れて独立し更に家にも送金をしている。自

分が主となって家族の生活を支えている」ものも相当多い（二二%）。家には給料を全く出さず、もっぱらお小遣いに使っているというケースは僅か七%にすぎない。家族と一緒に生活し毎月給料の一部を家に入れている場合、その平均額は収入の五〇%を占め、銀行・百貨店のオフィス ガールの「家に入れる」金額が収入の三割内外（婦人少年局発行、銀行の女子職員・百貨店女子職員実態調査速報）であるのに比べて、家族に依存する程度はずっと低い。

就職の動機もこうした家庭状況が反映し、「この職業についた動機は何ですか」という個人別質問調査に対して「家族を養うため、自分の生活費を得るため」と答えたものが圧倒的で、女子車掌の半数が知人や親戚、会社の人などの紹介で入社している。しかし広告やラジオ等の募集（二四%）、学校からの紹介（一八%）で採用されたものも少くない。

二、労働時間

バスの営業所の営業時間は二〇時間をいう長いものから、八時間という短いものまでまちまちであるが、大体の営業所は午前六時から七時までに始発を出し、午後一〇時三〇分までには始どの営業所が最終車の運転を終えている。このような営業時間の間に、従業員は、長いところでは時差出勤や交替制などを実施している。

女子車掌の一人一か月平均労働時間を

第五回 全国婦人小学校長会について

八月十五日、大分市教育会館で開催された第五回全国婦人小学校長会は、全国で九十三名の婦人校長の中、七十名が参加して、現在、婦人の権利と地位を守り抜くために当面している種々の問題について討議しました。県教組婦人部はこの大会に組織を挙げて参加し、各都市労組の婦人部長も積極的に参加しました。

はじめに、桜井キン（神奈川）増田春子（京都）赤沢ミツエ（香川）三氏に感謝状がおくられ、多年の労をねぎらう表彰が行われました。日程にしたがって体験発表があり、つづいて第一分科会「婦人校長進出の方途如何」、第二分科会「戦後十年日本の民主化のために女教師はどのような役割を果したか」、第三分科会「学校経営上の諸問題」の三分科会に分れて討議を行いました。

第一分科会 各県がどのような方途を講じているかについては、教組婦人部を中心として懇談会をもっている。地教委の問題で困難がある。研究会をもって後の人の進出をはかっている。教育行政者と懇談会を開いているなど。また昨年あたりから婦人校長の数が減少しているが、その隘路については、社会の封建性、女性自身の封建性の打破、家庭生活の合理化（女性の負担が大きい）。個人の実力の問題等があげられました。これらの隘路を打開するためには地教委に理解してもらう。このため県教組で地教委との連絡会をもってほしい。例えば辞職勧告などの場合、女性の団結が必要であり、各層の婦人にも理解してもらう。またへき地の問題（男子は行きたがらない）にも積極的に進出すること、婦人校長の未だ進出していない県に働きかけることなどの発言があり、要路の重要ポスト―県教委、地教委、県議、管理主事など―に婦人をおすことなども考えられなければならないと主張されました。

第二、第三分科会における発言をひろってみますと、まず職場の民主化について組合活動に積極的にうごき、男女差の撤廃、産休法制化は女教師の力の表われであり、婦人校長、婦人教頭の進出は女教師の自覚をたかめたことなどつぎに、児童を対象とする民主化に努力した点については、男女共学による人権尊重の教育、純潔教育の重視、家庭生活の民主化として（家庭科、社会科を通じて女性、母親の立場について理解させ、社会性ある子供を育てるための努力をしたこと、また地域社会の民主化については、P・T・A、婦人学級、青年学級などに積極的に参加し、会の育成と民主化に努めたことなどが述べられました。

なお婦人教師は戦後、自己の立場を認識し、職業意識をたかめるとともに男子と協力して活動することこそ、真の教育向上の道であり、終極的には子どもを幸福にしないおもいに外ならないとし、学校経営上の諸問題についても、婦人校長としての体験が交換されました。

以上のように、本大会は教育全般から、また女教師の立場から真剣に協議され、意義深い成果をおさめたといわれています。ここに掲げた表は、大会に提出された資料の抜萃です。

第1表 公立小学校婦人校長数

年度	昭和21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
校長数					119	116	119	124	104	93
備考	朝鮮より引揚に出	〃					11月地教発足			

第2表 年齢

年齢	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	不明	計
人員	1	0	2	0	0	2	6	11	4	21	14	6	5	6	2	5	2	2	1	1	1	0	0	93

第3表 勤続年数

勤続年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	計
人数	1	1	0	1	2	0	2	5	8	5	14	17	8	11	5	2	4	2	3	0	2	93

第4表 校長経験年数

校長経験	0-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	不明	計
人員	8	4	12	12	8	15	19	17	5	2	1	93

第5表 配偶調査

配偶	独身	未亡人	有夫	計
人員	16	39	38	93

みると路線バスの車掌が二〇四時間、観光バスのガイドが二一七時間で、労働省調査による同年同月の全産業女子の一人一か月平均労働時間一八九時間に比べて若干長い（第2表）。一か月の平均労働日数も路線バスの車掌は二四・四日、観光バスのガイドは二五・二日で前掲毎月勤労統計調査による全産業女子の「一人一か月平均労働日数二三・八日より長い（第2表）。

第2表 乗合自動車業女子従業員の1人1カ月平均労働時間と労働日数（1954年11月分）
―1954年12月婦人年少局調―

	労働時間	労働日数
総数	205時間	24.6日
路線バス車掌	204	24.4
観光バスガイド	217	25.2
その他事務	205	25.6
労働省毎月勤労統計調査1954年11月全産業女子1人1か月平均	189	23.8

次に車掌の一日の勤務内容をみよう。車掌は乗車勤務のほかに、乗務前には車内の掃除、ガラス拭き、ラジエーター整備、キップや釣銭の受領、乗務終了後にはキップの売上金の整理等があり、かなりの労力と時間をとられる。又乗務と乗務の間には待ち時間があり、これが七―八時間の長い時間になることもある。普通は折返し運転が多いので、終点での車の待ち時間は少ないが、田舎道を走るバスの中には乗客が少くて一日に一、二往復するのがやっとの所などがあり、終点でかなり長い時間車を休ませる。又交通の激しい都市などではラッシュ時に車の台数を相当ふやすので平常のダイヤに戻ると一部の乗務員が手待ちとなり、その間交替制をとる場合が多い。このため乗務員の待ち時間が三―四時間から。多いときには七―八時間になることが起って来る。この待ち時間のことを一般に中休時間と呼んでいる。中休時間は拘束しないで自由に使わせている営業所が多いが、勤務をあとにひかえているので気分的には相当拘束を受けているようである。なおこの中休時間に対しては給与の一部を支給している所もある。

三、賃金

路線バスの車掌は新制中学卒業者が九割を占める関係から、新制高校卒業者が多い観光バスとは違って初任給に学歴による差があまりみられない。路線バスの車掌の新中卒の平均初任給は六、五一六円で高校卒業平均初任給は六、八七四円である。これに対して観光バスのガイドの平均初任給は新中卒が六、四七五円で路線バスの車掌より若干低いが、高校卒は七、二一二円で路線バスの車掌の初任給より大分高い（第3表）。一人一か月平均現金給与総額は路線バスの女子車掌が九、九一八円、観光バスの女子のガイドが一〇、六二一円で（第3表）、前掲毎月勤労統計調査による同年同月の全産業女子の一人一か月平均現金給与総額八、五三四円に比べて女子車掌の給与のほうが高い。しかし運輸通信その他の公益事業の女子の平均給与は一〇、九六八円で、運輸通信関係では乗合バスの女子給与は低いほうである。

四、乗務後の身体の状況

個人別質問調査にあらわれた状況をみると次のようである。

「一日の乗務が終ったあと身体の調子はどうですか」という質問に「なんともない」と答えているのはごく少数で（八%）、女子車掌の八割が「少し疲れる。家に帰るとグッタリして何もしたくない。翌日まで疲れがなおらない」と答えている。

「この仕事についてからあなたの生理状態はどうですか」という質問については、女子車掌の三五%までが「周期不順になった」と答えている。又「勤務は〇・七日、生理休暇をとっているものは女子車掌数の三%である。

女子車掌に多い病気としては胃腸病が三三%、その他咽喉カタル・結核等の呼吸器疾患（一一%）、生理不順その他の婦人科的疾患（七%）、肋膜炎等秘尿器的疾患（二%）があげられている。

第3表 乗合自動車業女子従業員の初任給と1人1か月平均現金給与総額（1954年11月分）
―1954年12月 婦人少年局調―

	初任給		1人1か月平均現金給与総額
	新中卒	新高卒	
総数	6,508円	6,968円	10,069円
路線バス車掌	6,516	6,874	9,918
観光バスガイド	6,475	7,212	10,621
その他事務	―	6,869	10,875

売春婦の前借金無効の通達と判例

少年者と人婦

婦人少年局が、去る六月十日から一か月間実施した「売春防止特別活動」期間中は、五たび目の売春等処罰法案が国会に上程され、審議が大詰に近づき世論が沸騰していた折柄でもあつて、婦人少年室に売春婦についての相談を持込むものが激増した。これにより、各室では解決のために努力をつづけたが、ポイントである前借金の問題について戦後の法的解決がなされていなかつたために、各出先機関の見解がそれぞれ異つており、これらの婦人に真の自由を得さしめることには困難な問題が残つていた。

しかし、この種の相談はこんご一層増加することが予想されるので、婦人少年局では早速、関係各機関の意見をも聞いて、前借金問題についての見解をまとめ各婦人少年室長に指示を行なつた。

その後、十月七日に最高裁判所において「前借金無効」の劃期的な判決があり、前借金の取扱いが明確になり統一されたので、こんごこの種の問題の解決が容易になるであろう。

ここに参考として通達の写と判決文をかかげる。

婦発第二三四号の二
昭和三十年九月二十一日
労働省婦人少年局長

各婦人少年室長殿

売春婦の前借金取扱いについて

売春婦の保護更生上問題となる前借金の取扱いについて、今般宮崎婦人少年室長より問合せがありましたが、売春関係の相談受理がこんご一層増えることが予想され、各室においても参考になると思われるので、その写を送付いたします。

婦発第二三四号の一
昭和三十年九月二十一日
労働省婦人少年局長

宮崎婦人少年室長殿

売春婦の前借金取扱いについて

先般受理した売春防止特別活動報告書中、標記についての問合せが含まれておりましたが、その後、関係官庁の意見も参考とした結果、次ぎの通り売春婦の前借金の扱い方をまとめましたので、この点御承知のうえ相談に応じて下さい。

なお、個々の前借金の取扱いについての最終的判断は、裁判所の決定に待つべきものであることはいうまでもありません。

記

一、前借金の意義

「前借金」とは、雇傭契約乃至労働契約の締結の際又はその後に、使用者から借入れ、将来の賃金によつて弁済することを約する金銭であつて（昭和二十七年版、有斐閣、新法律学辞典五七八頁）こと。

売春婦の保護更生上問題となる前借金の取扱いについていえば、最初に業者と売春契約を締結するとき借入れた金銭及び売春婦として稼動する期間中に借入れた金銭をも含む業者に対するすべての借金である。そしてこの債務の弁済には契約内容たる労働の対価、即ち売淫の稼ぎ高を充てる特約がなされているものである。

なお、売春婦が、業者より物の引渡しをうけ、それが金銭に換算されて借金の一部になつている場合、また物の賃貸料が同様に借金に繰入れられている場合も前借金と看做すことができる。

二、前借金返還の問題

一般の労働契約乃至雇傭契約では、単に前借金があるというだけでは法律上の問題は生じないが、これが賃金と相殺されると労働基準法第十七条（前借金相殺）違反となるのである。

売春契約に伴う前借金の場合をみると、その支払の保障が売春婦の労働即ち売淫の対価であり、その継続が唯一の担保となつているわけで、なんら信頼関係がないにかゝわらず抵当物もとらない借用貸である。しかも業者と売春婦は対等の立場にないところからみて、人身拘束や労働強制の危険がおきてくることが予想され、業者にとつて前借金は、労働搾取を犬ならしむるがための手段であり、売春婦は営業上の「資本」としての機能を果しているとみて差支えないである。

業者が売春婦の身柄を拘束し、労働を強制する形態は、旧来の暴力による人身的なもののみでなく、むしろ温情と結びついた擬制的な方法に移りつゝあるが、形態が異ろうとも、前借金の返還がある まで売春婦の身柄が拘束され、その意思に反して労働を強いられることには変りがない。およそこのように、基本的人権を侵したり制限するような法律行為は、現在の法律制度の下においてすべて無効だといわねばなるまい。（憲法第十八条、労働基準法第五条、第六条）殊に前各項九号が施行され第二条により婦女に売春させることを内容とする契約自体が刑法上の罪とされていることからみて、売春契約が民法第九十条にいう「公序良俗に反するもの」即ち、現代社会の一般的秩序と合体した倫理的規定に違反するものとしてこれに該当し無効であると解することは疑う余地がないところである。そして前借金についても貸付の動機が、売春婦にとつてはその借入がなければ売春契約がなされなかつたであろうし、業者にとつては、売春契約をなすのでなければその貸付がなされなかつたであろうという相関関係にあり、前借金の返済には契約の内容たる労働即ち売淫の対価という ことが不可欠な条件となつているので

売春契約と前借金は実質的に不可分、一体のものといえる。従つて売春契約が無効であると同時に、この貸借もまた無効であるとみなされてよい。

この点について戦前の判例は、売春契約は人身拘束契約と金銭貸借契約の二要素からなるとし、前者のみを無効とする見解をとり、また当時、芸娼妓制度の公認という事実から、売春契約をも無効といゝきらない態度をとつて、前借金は貸金として保護してきた。こんに売春婦は身柄が拘束されないようになつても、前借金を返還しなければならないということで真の自由を得られない問題が残つたのである。

ところで、民法第九十条によつて売春契約が取消されたならば、当然、業者に売淫契約の請求権も、また売春婦に契約内容たる労働の義務も生じないのであるが、他人から利益を得る法律上の原因が存在しなくなつた以上、それによる利益は（前借金）返還しなければならない義務が民法第七〇三条によつて生じる。然し民法第七〇八条は、不法な原因のために給付した者は給付したものの返還を請求することができないと定めている。この、いわゆる不法な原因とは、その原因行為が公序良俗に反する事項を目的とする場合であるから、こゝに業者は、前借金に対する返還を請求できないことになる。従つて売春婦は前借金を返済する義務がなくなり、返還の必要がなくなるわけである。

（別添資料省略）

判例

昭和二八年（オ）第六二二号

判決

愛媛県北宇和郡愛治村大字大宿

上告人　藤田秋義

同所

上告人　橋元保久

右両名訴訟代理人弁護士　二宮卓〇

同　柴田元一

愛媛県宇和島朝日町築地

被上告人　岡崎義雄

右訴訟代理人弁護士　清家栄

右当事者間の預金返還請求事件について、高松高等裁判所が昭和二八年四月三〇日言渡した判決に対し、上告人等から全部破棄を求める旨の上告申立があり、被上告人等は上告棄却の判決を求める旨の答弁書を提出した。よつて当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決を破棄する。

被上告人の請求を棄却する。

訴訟の総費用は、全部被上告人の負担とする。

理由

上告代理人二宮卓及び柴田元一の上告理由は、それぞれ末尾添付のとおりである。上告代理人二宮卓の上告理由及び上告代理人柴田元一の上告理由第一点について。原審認定の事実によれば、上告人橋元は、昭和二五年一二月二三日頃被上告人等先代岡崎庄一郎から金四〇、〇〇〇円を期限を定めず借り受け、上告人藤田は、右債務につき連帯保証をしたが、その弁済については、特に橋元の娘ハルエが庄一郎方に住み込んだ上、同人がその妻の名義で経営していた料理屋業に関して酌婦稼働をなし、よつてハルエのうべき報酬金の半額をこれに充てることを

◇八月の婦人界のうごき◇

八月一日 婦人少年局婦人労働課長（局長代理）谷野せつ氏が勝田前局長の後任として発令された。

八月一日 産経会館グリルで〝前婦人少年局長を慰める会〟が開かれ、勝田たき女史ほか、婦人界の代表から「婦人少年局長の重要なポストにあつて、わが国婦人の地位の向上に大いに尽された」と、四年間に及ぶ労を犒われた。

八月一日～七日 労働省主唱の〝働く婦人の福祉運動〟が実施され、四百四十万に及ぶ勤労婦人の保護運動が全国的に展開された。

八月三日 〝世界母親大会〟出席日本代表のうち、第一陣（服部勝尾さんら五名）が帰国。

八月四日 政府は、参議院議員宮城タマヨ女史（緑）を更生保護事業審議会委員として、英、仏、西独、その他西欧諸国に派遣することに決定した。

八月六日 広島市公会堂で催された〝原水爆禁止世界大会〟において、長崎の原爆乙女山口美佐子さんと、水爆実験で夫を亡くした静岡の久保山すずさんは、「絶対に平和を守つてほしい」と各国代表に強く訴えた。

八月七日 仏印独立運動の闘士として同運動にたおれたヴー・ヴァン・ナン氏の子息ヴー・ヴァン・タイ氏の招きで、小松妙子さん（仏文学者小松清氏夫人）が南ヴェトナムへ出発した。現地の社会事情の視察、並びに残留日本人の希望や消息をしらべる予定。

八月十二日 政府から委嘱された。そのうち、婦人関係は左のとおりである。

婦人界代表――山高しげり（全国地域婦人団体連絡協議会）、奥むめお（主婦連合会）、宮川まき（東京母の会）、丸岡秀子（全国農協婦人団体連絡協議会）、近藤とし子（栄養普及会）、藤枝文子（千葉生活改善専門技術員）。

青年団体代表――渡辺松子（YWCA）、鍋島敬子（ガールスカウト）。

学識経験者代表――市川房枝（参議院議員）、大橋広（日本女子大学長）、藤田たき（婦人少年局長）、村岡花子（評論家）、山本杉（医学博士）。

八月十八日 〝原水爆禁止世界大会〟に出席のため来日中の、中共女流作家謝冰心、ソ連レニングラード小児科医科大学学長N・T・シュトーヴァ両女史の歓迎会が、全国婦人団体連合会主催により、丸の内ホテルでテイトで行われた。約百名の出席者に、両女史は「私たちが生んだ尊い生命を守るため、ともに勇気をもつてすすみ、幸福への途を築きたい」と語り、なごやかに懇談した。

八月十八日 都内の厚生施設に住む戦争未亡人の〝母と子〟千五百人は、東京都同胞援護会、朝日新聞厚生文化事業団の用意した愛の船で、竹芝桟橋から出航、静山にたのしいレクリエーションの一日をすごした。

八月二十二日 エリノア・ルーズヴェルト夫人は空路香港に向つた。

八月二十三日 南米移民の生活を二か月にわたり視察した東京婦人少年室長高橋節子氏が、横浜入港のふらじる丸で帰国した。

八月二十三日 〝世界母親大会〟に出席の後、ソ連、中国などを訪問していた日本代表第二陣（河崎なつ女史ほか七名）は、午後六時十分羽田着のBOAC機で帰国した。

八月二十五日 河崎なつ女史ほか八名が日赤本社を訪れ、中国紅十字会から託された抑留者の手紙八百五十四通を手渡した。

八月二十五日 ライ患者のため、二十五年ひたむきな愛をささげてきた井深八重子さん（御殿場市神山復生病院看護婦長）は、このたび保健文化賞を受けることになつた。

八月二十六日 中央区銀座一丁八丁目の婦人たちで組織される銀座東育成婦人会の結成式が京橋公会堂で行われた。

八月二十七日 〝世界母親大会報告会〟が東京日本青年館で行われた。日本代表十三名の報告につづき、世界母親大会宣言を満場一致承認、「子供を守るため、お互に手をつないで平和を築きましよう」という世界中のお母さんの気持を全国に伝えることを約束した。

八月十五日 パンコックで開かれる〝国連協会世界年次大会〟に出席するエリノア・ルーズヴェルト夫人は、午前八時四十五分羽田着のPAA機で日本に

◇九月婦人界の動き◇

一日～五日 世界YWCA総会が、英国のザレトで開かれ、日本YWCAからは、植村環、湯浅清子、光明照子、石橋宮子の四氏が出席した。

二日 売春問題対策協議会では、内閣の諮問をうけて、昭和三十八年十二月以降売春行為等の防止及びその取締り、売春婦の更生などの諸問題を検討してきたが、これら売春に関する総合的な立法措置を必要とする結論に達したので、二日内閣に対し〝売春等防止及び処分に関する要領〟を答申した。

三日 フランスの女流登山家のプロウィエール・シャペル夫人は、日本山岳会の招きにより来日した。

五日 七月のはじめから農業協同組合及び生活協同組合の代表らと、ソ連、中共の農業状況を視察していた、参議院議員奥むめお氏が帰国した。

八日 東京都砂川町をはじめ、各地に米軍基地拡張反対の闘争がおきているが全日本婦人団体連合会では、「基地反対母親大演説会」を東京新橋駅前で開催。基地反対の叫びをあげるとともに、特別調達庁及び外務省に基地反対の陳情を行なつた。

八日 地方税法の改正により、十一月一日から実施される遊興飲食税に、都道府県の領収証（いわゆる公給領収証）を発行する制度が第二十二国会において、十二日 東京母の会連合会では、理事会で決められたが、これに対し、全国のダンサー、女給、バーテンダーなどの社交業者および従業者など二千人が、東京神田の共立講堂に集り「官給領収証絶対反対全国大会」を開いた。

八日 東京および地方に上映されたアメリカ映画「東京暗黒街 竹の家」は日本の国情をいちじるしくゆがめて表現した映画であるとして、各方面で問題にされていたが、主婦連合会では、役員会においてその対策を協議した。

八日 エリザベス・サンダース ホームの沢田美喜氏は、今度米国に養子となつてゆく、同ホームの六名の混血児に附添つて空路出発した。

九日 女流作家小山いと子氏は、米国の主として都市の婦人の生活を視察するため日航機で渡米した。

十日 地域婦人団体連合会の代表三名は、米国十大映画社を訪問、最近上映された「竹の家」「暴力教室」などの映画は青少年に悪影響を与えるので、充分考慮してほしい旨の申入れを行なつた。又主婦連合会でも、このような映画は、日本側でも自主的に検閲するよう、映画倫理委員会に申入れた。

十日 「第二回婦人参政権十周年記念行事実行委員会」が東京参議院会館において開催され、十二月から来年四月までを記念行事期間と決め、その間における行事計画等について協議した。

十日 日本社会党（左派）の婦人部では、全国婦人代表懇談会を東京参議院会館で開催した。

十日 「第二回婦人参政権十周年記念行事実行委員会」が東京参議院会館において開催され、十二月から来年四月までを記念行事期間と決め、その間における行事計画等について協議した。

十日 日本社会党（左派）の婦人部では、全国婦人代表懇談会を東京参議院会館で開催した。

十一、十二日 第八回関東ブロック地域婦人会議は茨城県大洗において、一都八県の代表約五〇名が参加して開かれた。当日は、婦人団体の運営、原水爆禁止、新生活運動、政治問題、青少年問題の五項目の議題について熱心な討議が交わされた。

十二日 労働省婦人少年局長谷野せつ氏は、九月二十三日から十月八日までジュネーブで開かれる、ILO第五回総会に政府顧問として出席するため、空路出発した。

十六日 労働省では、「婦人参政権十周年記念事業」の要綱を発表した。（本誌七頁参照）

十八日 文部省では、大臣最高諮問機関である教育審議会委員の四名を新たに選任したが、そのうち婦人では、法律家の田辺繁子氏が選ばれた。

十九日 東京都地域婦人団体連盟では、各地域の指導者約五〇名を東京市政会館に集め、空前の大豊作を迎えて、今後の米の配給をどうして欲しいか、又米映画「暴力教室」や「竹の家」の悪影響をどう防いだらよいか、などについて話し合つた。（本号二六頁参照）

二十一日 今春以来各県婦人少年室に、売春婦の更生についての相談が激増しているため、労働省婦人少年局では、「売春婦の前借金取扱いについて」の態度を、各室長宛に指示した。

二十一、二十二日 第八回関東ブロック地域婦人会議は茨城県大洗において、一都八県の代表約五〇名が参加して開かれた。当日は、婦人団体の運営、原水爆禁止、新生活運動、政治問題、青少年問題の五項目の議題について熱心な討議が交わされた。

二十二日 労働省婦人少年局長谷野せつ氏は、九月二十三日から十月八日までジュネーブで開かれる、ILO第五回

（下段に続く）

普通選挙獲得の運動史年譜

（自治庁選挙部提出）

青年と婦人

明治二十五年
八月　大井憲太郎が東洋自由党を結成、党内に普通選挙期成同盟を設立する。

十一月十一日　東洋自由党結成式（出席者二七八名）

明治二十七年
東洋自由党の解散に伴い「普選期成同盟会」は消滅する。

明治三十年
四月　社会問題研究会を創立する（中村太八郎、樽井藤吉、稲垣示、石川半山）

五月　中村太八郎、木下尚江は松本に普選同盟会を設立する。（会員田村武七、二木亀一、吉江久一郎）

七月　中村太八郎、木下尚江、投獄。

明治三十一年
伊藤首相辞表提出

六月二十五日　大隈板垣内閣成立。

六月三十日　総選挙

八月十日　山県内閣成立。

明治三十二年
十一月八日　中村太八郎出獄、普選同盟会陣容を調えて、活動開始す。（主幹＝吉江久一郎、幹事野々山義成、荻窪政長、小松徹、左三、丸山長三郎）

五月　樽井藤吉、吉本襄、山口弾正、福本誠、小野瀬不二人らは、東京に普通選挙期成同盟会を設立す。

十月二日　採択した決議文をのせた日刊平民新聞訴追さる。

二月　普選実施運動大会開催さる。

明治四十年
二月二十八日　松平君平外五名（日向、上基、田川、吉植、中村（欠）第二十四議会に普選案提出。初め委員会を通過したるも少数否決

七月四日　西園寺首相以下各大臣辞表提出

七月十四日　桂内閣成立

明治四十三年
普選案第二十六議会に提出否決

二月　普選大会（普選同盟会）を上野公園に開催。

五月三十日　松本昌平、日向輝武、田川大吉郎外二十一名（吉植庄一郎、上基安太郎、根本正、柏谷義三、中村弥六、江間俊一、木下謙次郎、望月介、中川虎之助、中村啓次郎）普選案二十七議会に提出大多数をもつて初めて衆議院通過、貴族院において全員一致否決さる。

五月二十五日　普通選挙同盟会解散

八月二十五日　桂内閣総辞職。

八月三十日　西園寺内閣成立。

大正元年
八月一日　労働者組合「友愛会」創立。（鈴木文治発起）

十二月五日　西園寺首相以下各大臣辞表奉呈。

十二月十四日　憲政擁護運動おこる。

十二月二十一日　桂内閣成立。

大正六年
十月十九日　中村太八郎、請願書を衆議院に提出する（これより毎年提出）

十一月　普通選挙期成同盟会を結成、党内に普通選挙期成同盟を設立する。

明治三十四年
一月十二日　布施辰治は東京、大阪、宮城の各地方に「君民同治の理想と普選」を唱導する。

五月二日　吉野作造のデモクラシー運動は、普選＝寺内内閣運動に火をつける。普選同盟会再興。（委員＝中村太八郎、松本君平、小野瀬不二人、犬井慥太郎、森田義郎、西本国之輔、石川安次郎、加藤時次郎、青池晁大郎）

五月　米騒動。

原内閣成立。

明治三十五年
二月　中村太八郎、松本君平、西本国之輔、牧野充安、森田義郎、河野、堀河、伊藤知也、村松恒一郎、植原悦二郎、準備委員＝上村進、西本、小林勝尼、堀川直吉、星川豊彦、辰野国助、中村吾六）

普選同盟会再び普選期成同盟会と改称す。

都下大学生三十名日比谷公園に一大示威運動、請願する。

日比谷公園において大示威運動（今井嘉幸、西本国之輔、中村太八郎、牧野充安、杉山義男、西岡竹次郎、石橋湛山、河野臼一）

明治三十六年
十一月　普選実施大会開催さる。

幸徳秋水、堺利彦、「平民新聞発刊」普通選挙同盟会次会（永井柳太郎入会）

十一月　丸山虎之助、馬場力、高田三六ら「普選青年会」結成

明治三十七年
十一月九日　平民新聞発売禁止。

明治三十八年
二月　板倉中、奥野市次郎、上基安太郎、高橋安爾、吉植庄一郎、森本駿、立川雲平、普選案第二十一議会に上程少数否決

普通選挙期成会結成

桂内閣総辞職

明治三十九年
一月七日　西川光次郎ら「日本平民党」結社届出

十二月六日　西園寺内閣成立（政友会内閣）

十二月二十日　普選法案衆議院提出否決

明治四十年
一月　普通選挙運動大会開催。

二月二十五日　日本社会党成立

十二月　社会主義者直接行動派と普選運動分離す。

明治四十一年
普選同盟会、各政党所属の同志協議会を開き、議員提出の方法を協議。

普選案第二十三議会に提出する。貴族院において握潰し。

社会党大会、幸徳秋水、田添鉄二の両者の妥協案を採択した決議文をのせた日刊平民新聞訴追さる。

二月　普選実施運動大会開催さる。

明治四十四年
二月二十八日　松平君平外五名（日向、上基、田川、吉植、中村（欠）第二十四議会に普選案提出。初め委員会を通過したるも少数否決

普選大会（普選同盟会）を上野公園に開催。

七月十四日　桂内閣成立

明治四十三年
普選案第二十六議会に提出否決

普選実施運動大会開催さる。

松平君平外五名（日向、上基、田川、吉植、中村弥六、江間俊一、木下謙次郎、根本正、柏谷義三、中村啓次郎、望月介、中川虎之助、中村啓次郎）普選案二十七議会に提出大多数をもつて初めて衆議院通過、貴族院において全員一致否決さる。

五月三十日　普通選挙同盟会解散

八月二十五日　桂内閣総辞職。

八月三十日　西園寺内閣成立。

大正元年
八月一日　労働者組合「友愛会」創立。（鈴木文治発起）

十二月五日　西園寺首相以下各大臣辞表奉呈。

十二月十四日　憲政擁護運動おこる。

十二月二十一日　桂内閣成立。

大正六年
十月十九日　中村太八郎、請願書を衆議院に提出する（これより毎年提出）

十一月　普通選挙期成同盟会を結成、党内に普通選挙期成同盟を設立する。

明治三十四年
一月十二日　布施辰治は東京、大阪、宮城の各地方に「君民同治の理想と普選」を唱導する。

五月二日　吉野作造のデモクラシー運動は、普選＝寺内内閣運動に火をつける。普選同盟会再興。（委員＝中村太八郎、松本君平、小野瀬不二人、犬井慥太郎、森田義郎、西本国之輔、石川安次郎、加藤時次郎、青池晁大郎）

五月　米騒動。

原内閣成立。

大正七年
八月八日　普選学生大会、日比谷公園に開催。

九月二十九日　普選案衆議院に上程。

大正八年
一月　学生連合の普選演説大会（黒須竜太郎、田中善立、真鍋儀十）

二月　立憲労働党、山口正憲は黒須竜太郎の紹介により請願をする。

二月一日　普選促進全国青年大会（青年改造同盟会主催）

二月十一日　普選促進大会（期成同盟立憲労働党の主催）上野芝両公園に開く。（今井嘉幸、黒須竜太郎、尾崎行雄、西岡、森田、橋本、河野、鈴木文治、片岡軍治）

二月二十六日　普選案、議院に上程、論争。

三月二十一日　普選連合大会、芝公園に開催する。（河野磐州、竹内貫一、小泉又次郎、犬養毅）

三月二十五日　近藤壽尼、小林勝民）普選連合大会、日比谷公園に開催する。（添部謙輔、藤沢幾之輔、寺治村敏、森脇天涯）

三月二十八日　新婦人協会結成（平塚雷鳥、市川房江、奥むめお）

五月二日　第一回メーデー（上野公園）

五月八日　中部日本農民組合成立。

六月六日　普選連合大会大演説会。

六月三十日　憲政会普選を討議す。

六月十四日　普選促進宮城県大会。

六月十四日　州崎にて大演説会（真鍋儀十、島田三郎、長島、今井嘉幸、笠浦、石原友一郎、森脇天涯、高橋秀逸、小島義夫）

六月十四日　普選案衆議院に上程否決

七月十二日　普選同盟会成立（尾崎行雄、犬養毅、島田三郎。常任委員＝青池晁太郎、牧野充安、西岡竹次郎、松本君平、西本国之輔、森田義郎、河野、堀河、伊藤知也、村松恒一郎、植原悦二郎、準備委員＝上村進、西本、小林勝尼、堀川直吉、星川豊彦、辰野国助、中村吾六）

十一月十四日　全国普選期成会開催（今井嘉幸、島田三郎、黒須竜太郎）各地で普選運動激烈となる。

十二月十四日　万国婦人参政権同盟の日本側代表者として、久布白落実選任。

十二月十七日　関西労働団体普選運動、（今井嘉幸、賀川豊彦）

十二月二十五日　普選院内実行会（尾崎行雄、島田三郎、植原悦二郎、古島一雄、松田源治）。友愛会主催、労働者連合演説会（松岡駒吉、高田和逸、大山郁夫）。

大正九年
一月十七日　普選学生大会、日比谷公園に開催。

一月二十二日　普選案衆議院に上程。

一月二十四日　学生連合の普選演説大会（黒須竜太郎、田中善立、真鍋儀十）

二月一日　立憲労働党、山口正憲は黒須竜太郎の紹介により請願をする。

二月一日　普選促進全国青年大会（青年改造同盟会主催）

二月十一日　普選促進大会（期成同盟立憲労働党の主催）上野芝両公園に開く。（今井嘉幸、黒須竜太郎、尾崎行雄、西岡、森田、橋本、河野、鈴木文治、片岡軍治）

二月二十六日　普選案、議院に上程、論争。

三月二十一日　普選連合大会、芝公園に開催する。（河野磐州、竹内貫一、小泉又次郎、犬養毅）

十二月二十四日　関西労働聯盟の普選期成示威運動行わる。

十二月二十九日　憲政会普選案提出否決。

大正十年
一月十六日　普選運動への不参加を決議する。

一月十八日　普選促進デーを全国一斉

二月五日　普選促進デーを全国一斉

婦人と年少者

南アフリカ連邦（一九三〇）　三、婦人に参政権が与えられていない国

ベルー（市町村）（一九三三）
スエーデン（一九三二）
ルマニヤ（一九四六）
ユーゴスラヴィア（一九四六）
ルガリヤ（一九四五）
本（一九四六）
イスラエル（一九四八）
インドネシヤ（一九四九）
イスランド（一九五一）
ギリシャ（一九五二）
ドイツ連邦共和国（西独）（一九五九）
ドフィンランド（一九六〇）
ルウェー（一九六三）
ナマ（一九六四）
ポーランド（一九六九）
ルマニヤ（一九七四）
スエーデン（一九七五）
ルコ（一九三四）
ルガリー（一九四四）
朝鮮（訳者注大韓民国）（一九四八）
ルウェー（一九四八）
オランダ（一九四八）
ノールウェー（一九四三）
バナマ（一九四六）
ポーランド（一九四九）
ルマニヤ（一九四六）
スエーデン（一九四二）
ルコ（一九三四）
ルガリー（一九四四）
イタリー（一九四五）
イルランド（制限付）（一九三八）
ンガリー（制限付）（一九四五）
ドネシア人民共和国（東独）（一九四九）
ンガリー（制限付）（一九四五）
ランス（一九四四）
サルバドル（制限付）（一九四五）
ンドミニカ（一九四六）
ィリッピン（一九三七）
キスタン（一九五二）
ニキスタン（一九五三）
ンゴール人民共和国（一九五四）
ビア（一九五六）
ラク・ヨルダン・レバノン・リビア・モロッコ・チュニス・イラン・サウジアラビア・スーダン・イエメン。

本資料は国際連合事務総長への覚書（一九五三年八月十三日付）による。

（二六カ国）。

アフガニスタン・コロンビヤ・エジプト・エチオピヤ・ホンデュラス・イラク・ヨルダン・レバノン・リビア・モロッコ・サウジアラビア・スーダン・イエメン。

本資料は国際連合事務総長への覚書（一九五三年八月十三日付）による。

（二六カ国）。

（二七頁より）

無効は、ひいて親権者の権利を相当とする。大審院大正七年一〇月一二日（民録二五輯一九五四頁）及び大正一〇年九月二九日（民録二七輯一七四四頁）の判例は、いずれも当裁判所の採用しないところである。従つて本件のいわゆる消費貸借及び上告人藤田のなした連帯保証契約はともに無効であり、そして以上の契約において不法の原因が受益者すなわち上告人等についてのみ存したものということはできないから、被上告人は民法七〇八条本文によつて交付した金員の返還を求めることはできないものといわなければならない。

（裁判長裁判官　池田克　裁判官　唯一郎　裁判官　村上朝一　裁判官　小谷勝重　裁判官　藤田八郎　裁判官　山田作之助　裁判官　栗山茂　裁判官　小林俊三）

○社会とともに進む婦人の写真展

労働省婦人少年局主催の同展は十二月十三日から一週間、東京新宿三越で開かれることになつた。

○「話上相談室」の新設について

本誌上に、来年から新しく話上相談のページを設けることになりました。次の規定により御利用下さい。

一、内容は婦人労働・年少労働・婦人問題に関することに限ります。

二、ハガキに相談の件を明記して下さい。

三、誌上掲載の選択は当方でします。相談は誌上以外ではお答えいたしません。

四、相談は随時受付けます。

昭和三十年十一月一日　印刷
昭和三十年十一月五日　発行
婦人と年少者　婦人少年問題　第十三号
発行人　平林たい子
編集人　市川房枝
印刷人　石井完一
発行所　婦人少年協会
東京都千代田区六番町二十七
電話九段（33）一〇四七番
振替口座東京一〇四七番
定価一冊金十円　送料一円

最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　唯一郎
裁判官　池田克

決する。

婦人界の最も正確なニュース

婦人界展望　十月号内容

農村の民主化……藤田たき
婦人界ニュース
売春処罰法をめぐる其後のうごき
売春対策協議会答申案
新刊紹介……新見文子
世界の婦人
治警五条改正の請願運動をきく
婦人参政十年後の婦人の政治意識
婦人参政十周年記念行事について
研究所だより

賛助員（年二百円）維持員（年千円）には無料配布
・購読料一部送料共二十円。

婦人問題研究所パンフレット

参議院議員　市川房枝著

第一集　**婦選運動回顧**（B6版三二頁　写真入　一部三十円　郵税八円）

十月廿日頃発行

婦人問題研究所長
前労働省婦人少年局長

第二集　**売春問題**（B6版　三二頁　一部三十円　郵税八円）

十二月中旬発行

一〇〇部以上一割引
五〇〇部以上二割引
（郵税別）

藤田たき著

発行所　**婦人問題研究所**　東京都渋谷区千駄ヶ谷5の889　婦選会館内　電話東京(37)1674　振替東京170790

★婦人問題研究家必携の資料

婦人関係年表

―― 労働省婦人少年局監修 ――

◇歴史とともに婦人が歩んできたあとを年表によって、一目でわかるように編さんしたものです。
◇日本に関するものは、明治以後、昭和二十九年までの事項を記載し、外国については、近代婦人の解放に重大な影響を与えたフランス革命・産業革命の行われた一七〇〇年代の後期から収録されています。
◇婦人問題研究家や、学校における社会科の資料として、また図書館の閲覧用としておすすめいたします。

A五判　四〇〇頁
定価　五十円
〒一〇円

各地の婦人少年室でも御取次致します。

発行所　**婦人少年協会**　東京都千代田区大手町1の7　振替東京107914